

応用研修

意思決定支援の考え方と実践 ～事例検討、ファシリテーションの活用～

日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター

運営委員 水島 俊彦 氏

金沢市地域包括支援センターとびうめ

センター長 中 恵美 氏

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 在宅支援事業課 障害福祉係

係長 比留間 敏郎 氏

公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室

主任 高橋 智子 氏

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門官 川端 伸子 氏

目的＊目標

- 目的
 - － 意思決定支援をふまえた事例検討の手法、会議の手法を学ぶ
- 目標
 - － 事例検討を「やりたい」、「やれそう」と思って帰る

構成

1. 中核機関が関わる会議、事例検討
2. 意思決定支援とは？（概要）
3. 演習 ＊ 事例検討を体験してみよう
4. ファシリテーションの基礎
5. 意思決定支援について
6. 中核機関が関わる会議ごとのポイント

成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

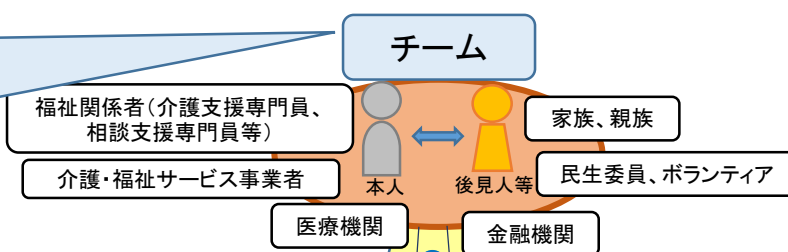
(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

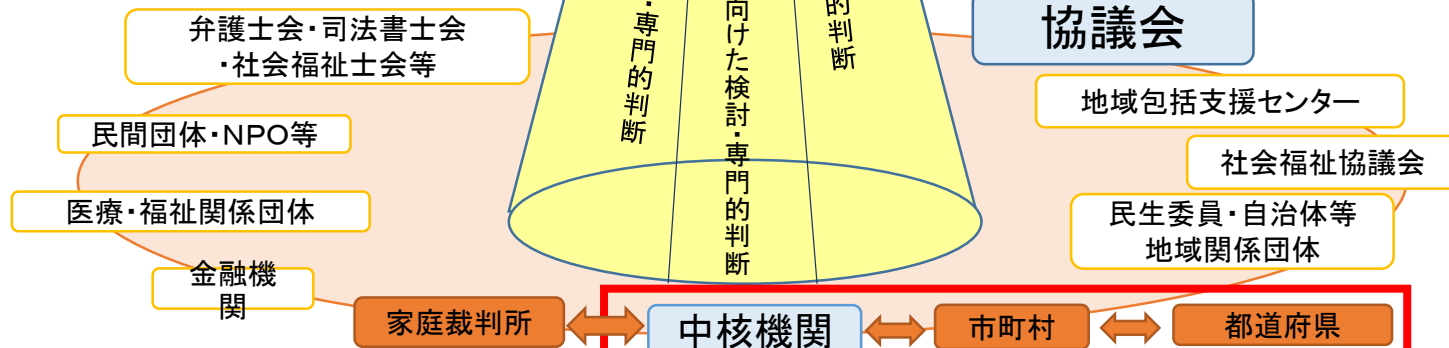
- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制



専門職による専門的助言等の支援の確保
中核機関が②～④の3つの検討・判断の
進行管理の役割を担う

専門職団体や関係機関が連携
体制を強化するための協議会
中核機関が**事務局**の役割を
担う

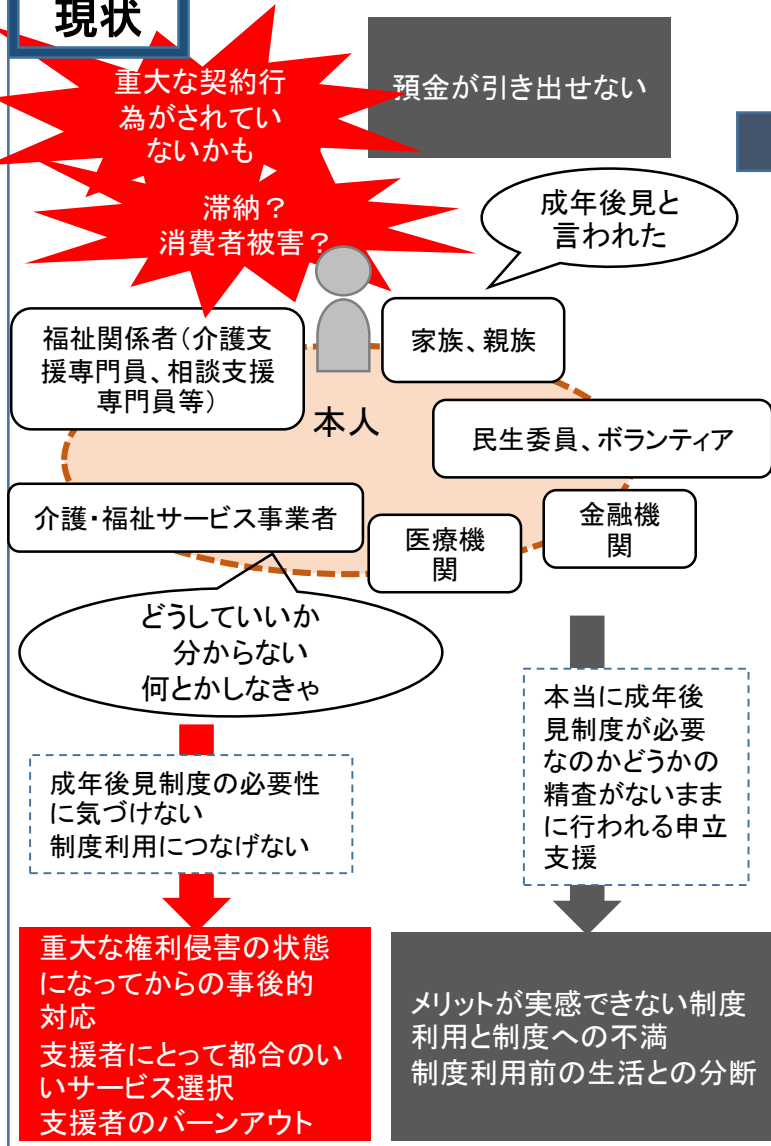


成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

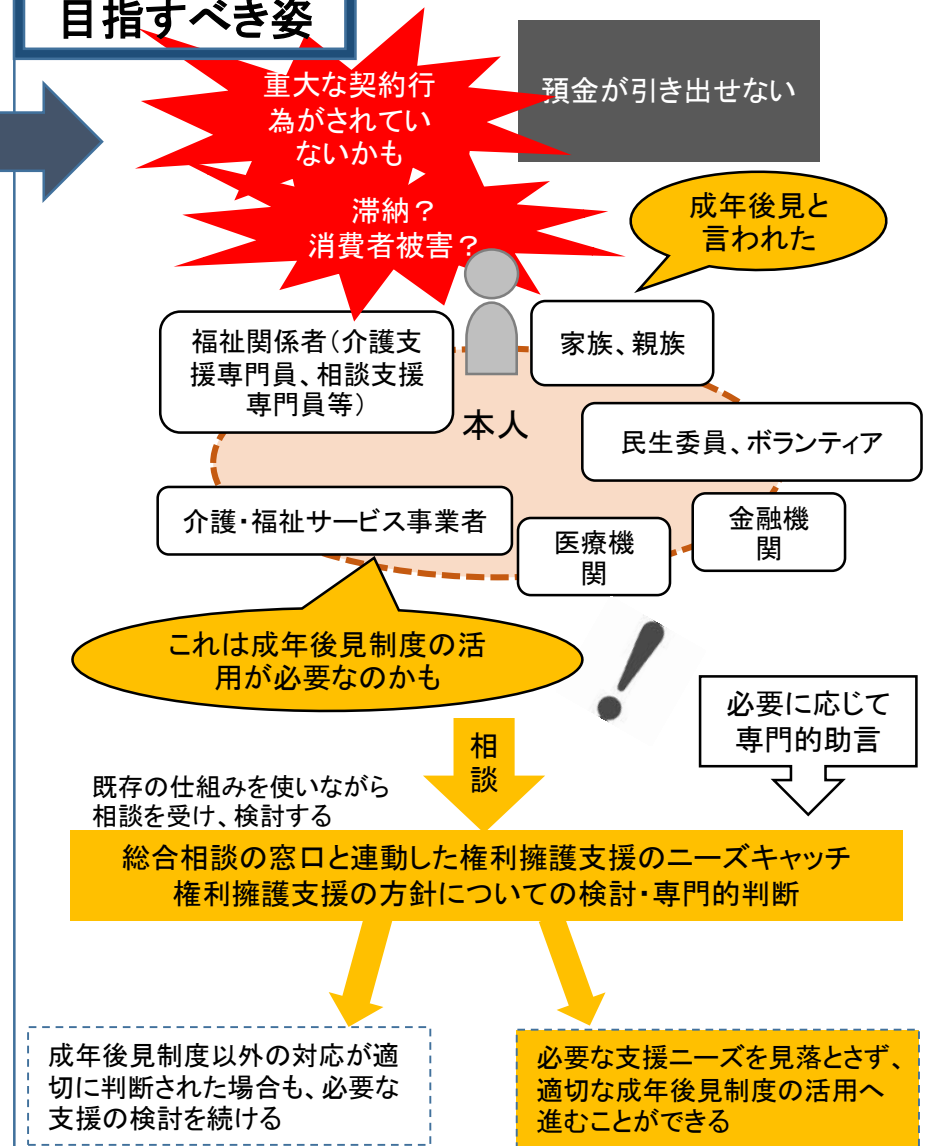
- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断（上記②～④）」を担保する「進行管理機能」

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
※中核機関が全体構想の設計・実現の**司令塔**の役割を担う

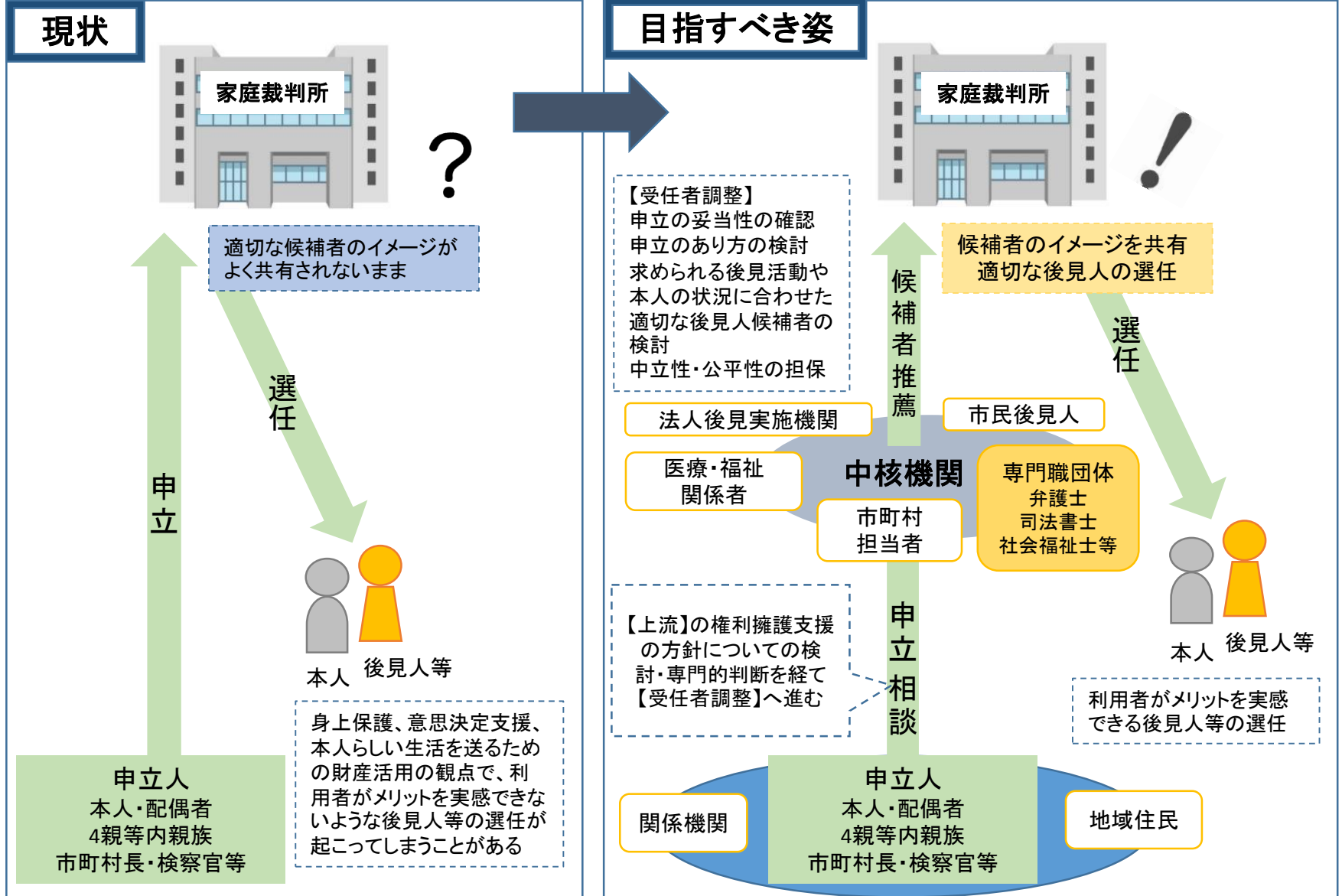
現状



目指すべき姿



成年後見制度利用促進機能 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



後見人支援機能 モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

現状

本人と後見人等の関係がうまくい
かなくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や
本人を支える家族等と後見人等と
の間に信頼関係が形成されてい
ない場合

どうしていいかわからない
誰にも相談できない

後見人等

家族、親族

民生委員、ボランティア

福祉関係者(介護支援専門員、
相談支援専門員等)

介護・福祉サービス事業者

本人

医療機関

金融機関

本人の判断能力が回復しない限り、後見等
が継続する
本人等と後見人等との間に信頼関係が形
成されていないという情報が、家裁にきちん
と伝わらない
後見人等に不正な行為等の任務に適しな
い事由がない限り、後見人等が解任されな
い

メリットが実感できない制度利用と制度への不満
制度利用前の生活との分断
本人の意思決定支援や身上保護が重視されない
後見活動の結果的な継続
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」に
よる対応

本人と後見人等の関係がうまくい
かなくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や
本人を支える家族等と後見人等と
の間に信頼関係が形成されてい
ない場合

他の支援体制への切替
えが望ましいと考えられ
る場合

福祉関係者(介護支援専門員、
相談支援専門員等)

介護・福祉サービス事業者

本人

後見人等

医療機関

金融機関

家族、親族

民生委員、ボランティア

支援
地域の相談機関による
モニタリング・チームへの支援

相談

助言

必要に
応じ
支援

チーム支援やモ
ニタリングの適切
性の検討
不正可能性や後
見人等の交代に
ついての検討

法人後見実施機関

市民後見人等

医療・福祉
関係者

中核機関

市町村
担当者

専門職団体
弁護士
司法書士
社会福祉士等

家庭裁判所

必要に応じて
情報共有
新しい候補者の推薦等

必要に応じて
交代、類型変更等

利用者がメリット
を実感できる成年
後見制度の利用

中核機関が関わると思われる会議

- 個別事例の決定に関わるもの
 - 権利擁護支援の方針決定
 - 主催する場合もあるし、参加する場合もある
 - 受任者調整(マッチング)
 - 後見人選任後の事例検討
 - 交代や類型変更
 - 新しい候補者推薦
 - 意思決定支援のチーム会議
 - 意思決定支援を踏まえた後見事務を支援するために中核機関が主催する場合
 - ケアマネジャーや相談支援専門員、地域包括支援センター等が主催する会議に参加する場合
- 施策全体に関するもの
 - 協議会(事業報告、情報共有や地域課題の整理)／審議会(市町村計画策定)
- 個別事例等の検討によってスキルアップを図るもの
 - 事例検討勉強会(中核機関職員が支援について検討し、スキルアップを図る)

痩せたい。⇒ 食べたい。

正反対の気持ち、矛盾する気持ちの両方がある場合もある

そっとしておいてほしい



放っておいてほしい？

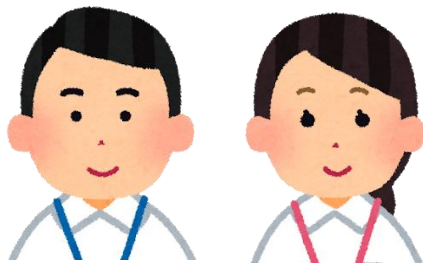
言葉で表出していることと、
本当の思いがずれている場合
もある



一人で暮らすのは不安。
老人ホームに入るのも
いいかもしれないわね。

子どもたちに迷惑を
かけたくないから、老人
ホームに入るわ

本当は、主人と暮らした
この家に、ずっと住みた
いと思ってるの



介護サービス事業所等



娘さん



成年後見人等

近い関係だからこそ、キャッチできる思いもある。
近い関係だからこそ、言い出しにくい思いもある。

関係性の中で意思が形成されていくため、話す相手やシチュエーションによって、
表出される思いが違ってくることがある。

意思決定支援と会議

わたしのことを、わたし抜きに決めないで。



会議の場にいきなり本人が加わったからといって
思いを表現できるとは限らない



意思を形成し
表明しやすいための
環境設定や事前の関わりが重要

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント、本人の意思確認、日常生活の様子の観察、関係者からの情報収集、本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握、本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント、体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの概要

趣旨

認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

誰のための誰による意思決定支援か

認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。

また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。

日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎意思決定支援と環境
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎本人の意思形成の基礎となる条件の確認（情報、認識、環境）
- ◎必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎本人の正しい理解、判断となっているかの確認



意思表明支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎意思表明場面における環境の確認・配慮
- ◎表明の時期、タイミングの考慮（最初の表明に縛られない適宜の確認）
- ◎表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認



意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援ワーキンググループ

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（令和3年度末の目標）

- ◇ 後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定
- ◇ 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 **全47都道府県**



意思決定支援ワーキンググループにおける検討状況

※令和元年5月以降、一、二か月に1回の頻度で会合を開催中

- ◆ **設置目的** → 後見人等による意思決定支援の在り方について、利用者の視点を踏まえて協議する
- ◆ **達成目標** → 後見人等による意思決定支援の在り方に関するガイドラインを策定する
 - ※ 後見人が実務上参考とできるようなものとする
 - ・ 参考となるような事例を盛り込む予定
 - ・ 利用者の立場を代表する団体の方々からの意見を聴取する予定

意思決定支援ワーキンググループ

厚生労働省

裁判所

専門職団体※

みずほ情報総研株式会社
(第2回より参加)

検討状況等を
情報提供

みずほ情報総研株式会社 受託

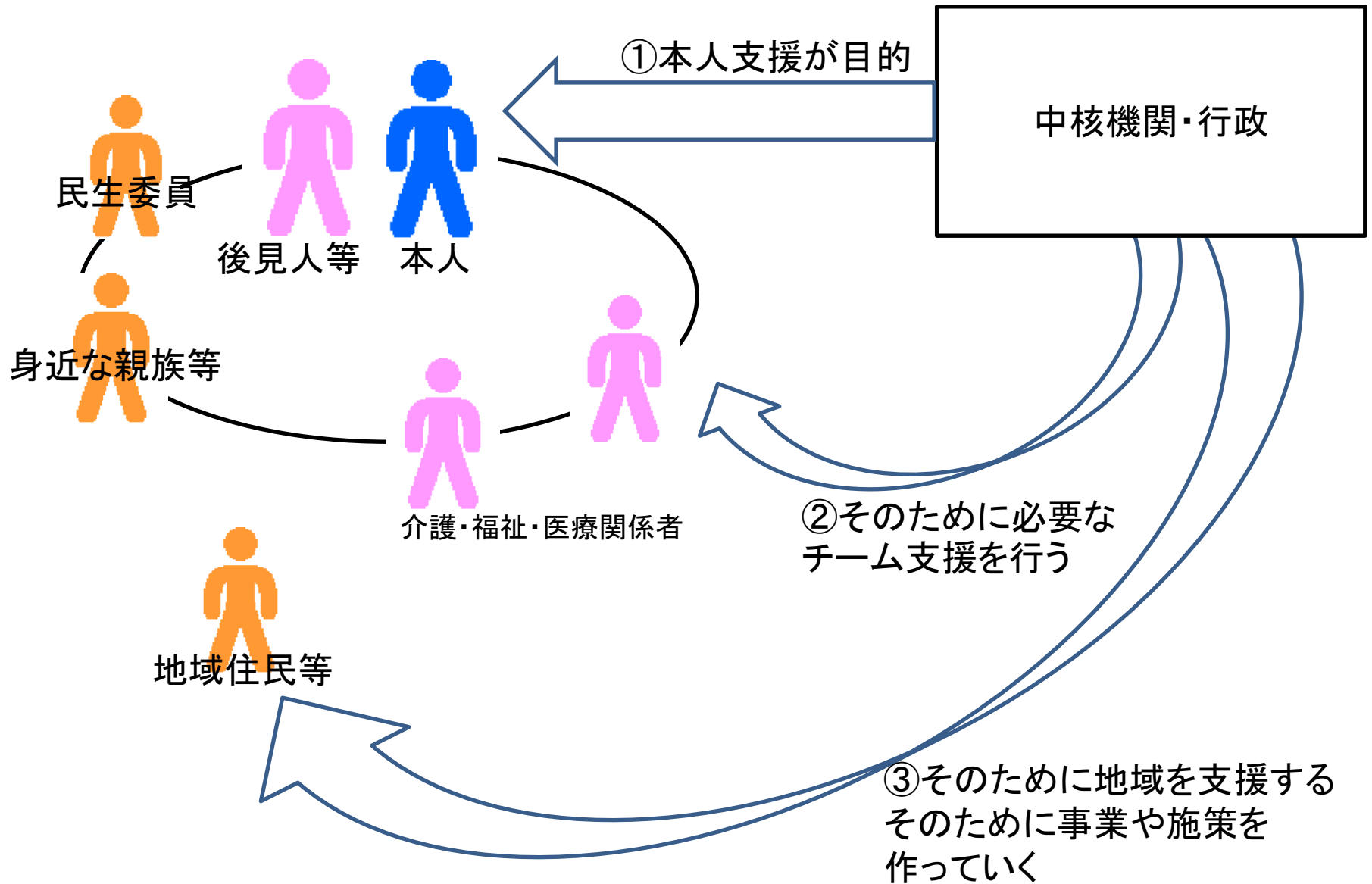
**令和元年度
社会福祉推進事業**
(チームにおける意思決定支援の下での後見事務を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業)

後見人等による意思決定支援の在り方に関する
ガイドラインの内容検討

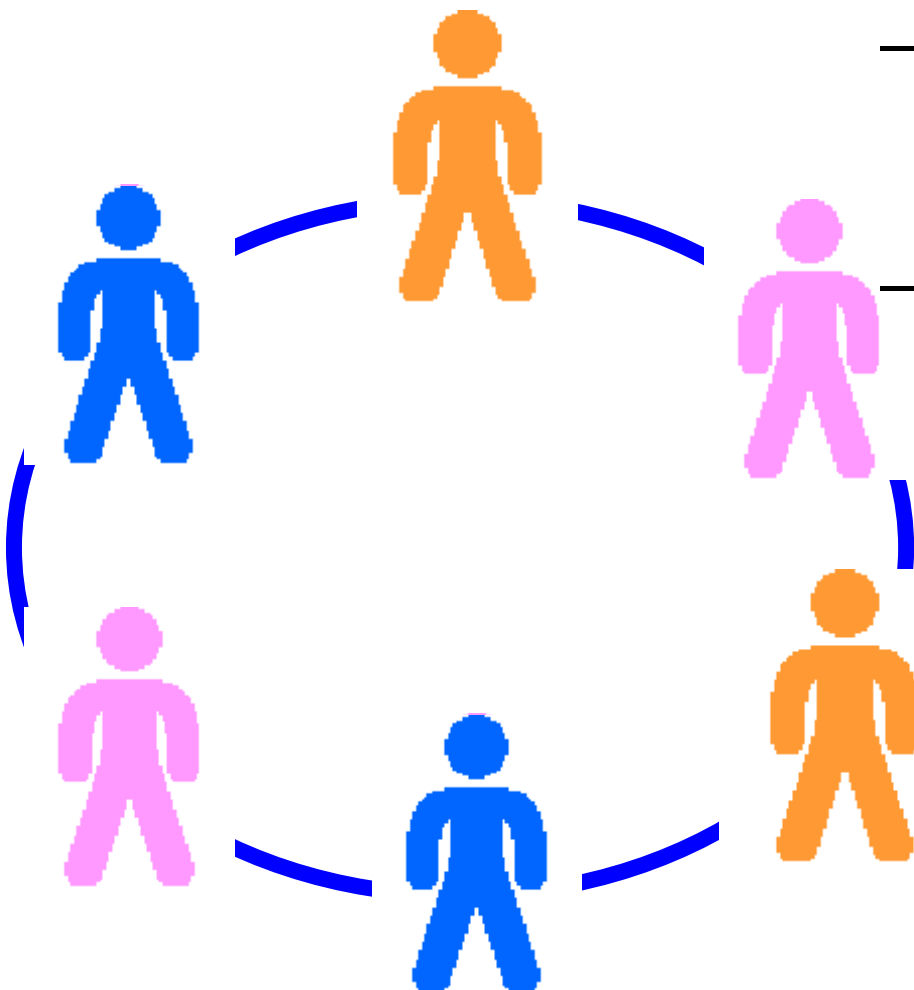
検討結果を
研修プログラムに反映

※日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会

中核機関の支援の目的



多職種チームアプローチにおいて コーディネーターに求められていること



– チーム構成員への働きかけ

- 優れたチームプレイヤーへ

– チームそのものへの働きかけ

- 権利擁護支援のミッション、ビジョンの共有
- 全体配置におけるそれぞれの役割認識の一致の醸成
- 意思や行動の調整

中核機関の事例検討や会議の目的

- 会議や事例検討には、出席する参加者のバイアスがかかった情報が提供される
- 参加者の思いや事情、専門性が、その意見に反映される



参加者の思いや事情を尊重しつつ、
できるだけ精度の高い情報を集め、分析し
本人の意思決定支援、権利擁護の支援、と
いう目的を共有しながら事例検討や協議を
すすめる



専門性や置かれている立場の違いによって、物の見方は違う

意思決定支援について(応用)

～本人のこころからの希望や価値観を中心にとらえた
意思決定支援の実践に向けて～

成年後見制度利用促進専門家会議委員

日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員

三部会(成年後見制度・意思決定支援部会)部会長

法テラス埼玉法律事務所

常勤弁護士 水 島 俊 彦

「意思決定支援」の基本

国連・障害者権利条約

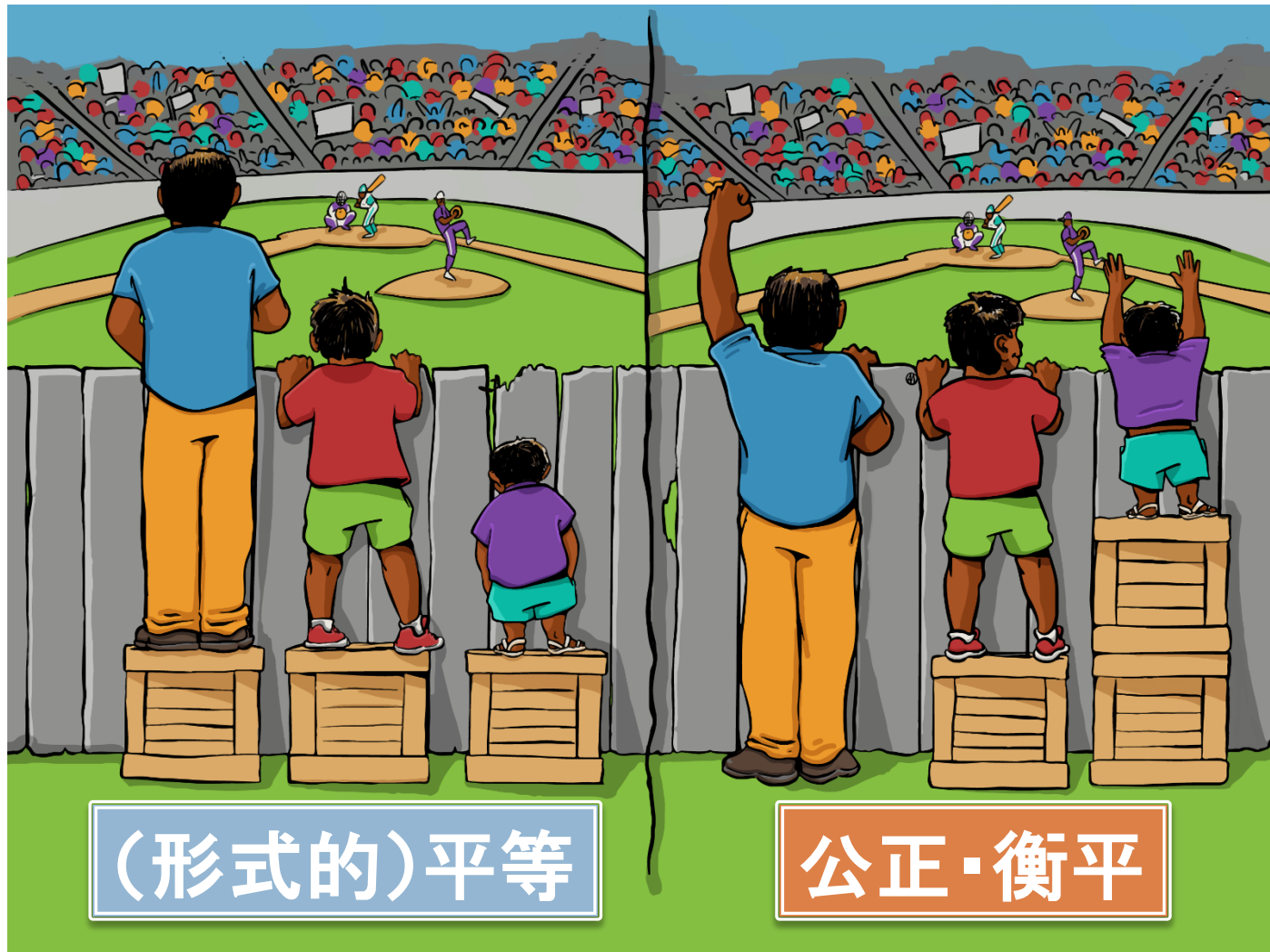


障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択
することのできる機会を保障
(Choice)

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある
生活を送ることを保障
(Control)

『医学モデル』⇒『社会モデル』
社会的障壁⇒合理的配慮

意思決定支援も合理的配慮(調整)の一つと捉えてみると？



Interaction
Institute for
Social Change
から引用

国内の各種「意思決定支援ガイドライン」の動向を踏まえた

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定プロセスの全体像～

行為ごとの本人の能力＋支援者の意思決定支援力

1. 意思決定能力の存在推定

意思形成・表明・
(実現)支援

本人が決める領域
(支援付き意思決定・
意思決定支援)

2. 本人による意思決定のために実行可能なあらゆる支援

3. 不合理にみえる意思決定≠意思決定能力に欠けること

意思決定能力・意思決定支援への課題を感じる場合→意思決定能力アセスメント

①理解・②記憶保持・③比較検討・④表現の各要素を踏まえて、意思決定支援が尽くされても「どうしても自己決定や意思確認が困難な状態」といえるか？

自己決定・意思確認は可能

表明された(又は推定される)意思が、「他者への重大な権利侵害を伴う又は本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる」可能性は高いか？

明確な根拠
に基づく

どうしても
困難

意思
解釈
(推定)

推定可

高い

推定すら不可

最終手段として、本人の選好・価値観を最大限尊重しつつ他の要素も考慮した

4. (主観的) 最善の利益に基づく代理代行決定

5. より制限的でない方法での実施

法的保護の観点からこれ以上
意思決定を先延ばしできない

他者が決定・
介入する領域
(代理代行決定)

本人による意思決定を支援するために 大切な視点とは？

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

① 表出された意思・心からの希望の探求

支援付き意思決定＝本人が意思決定主体

② 意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定＝第三者が意思決定主体

③ 最善の利益の追求

「（客観面を重視した）最善の利益」を「支援付き意思決定」の場面に持ちこむと
…**本人意思が引っ張られて、事実上の「代理代行決定」になりやすい？**

客観的な最善の利益型視点に基づく

...意思決定支援？あるある



- 私、働きたいんです。
⇒ え？作業所も行けてないよね。難しいのでは？
- ひとり暮らしをしてみたいんです。
⇒ お金もない、家事もできないし、難しいのかなあ。
- 出会いパーティーに参加したい。
⇒ 出会いかー彼女欲しいよね。…うーん。
- 毎月漫画を買いたいです。
⇒ お仕事行ってくれるとお給料で買えるかもね。



…じゃあ現実的に考えるとさ。

= 最善の利益(ベスト・インタレスト) ?

表出された意思・心からの希望 型視点に基づく

本来の意思決定支援とは？



□ 私、働きたいんです。

⇒ **どんな仕事をしたい？ 働くためにはまず何ができると思う？**

□ ひとり暮らしをしてみたいんです。

⇒ **どんな場所で、誰と、どういう風に暮らしてみたい？**

□ 出会いパーティーに参加したい。

⇒ **彼女が欲しいのかな。異性の誘い方は？**

□ 毎月漫画を買いたいんです。

⇒ **どんな漫画が好きなの？ お金の面は？**

**メリット・デメリットもわかるように、
一緒に考えてみよう！**

◆ 本人の奥底にある希望(感情)を引き出すためには
「最善の利益」の発想から一旦離れる必要あり。



意思決定支援のプロセス

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン12頁参照

人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
- ◎意思決定支援と環境

意思形成支援

：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

+

意思表明支援

：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

+

意思実現支援

：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

各プロセスで困難・疑問が生じた場合、
チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

- ① 本人は緊張していないか
- ② 十分な時間を確保しているか
- ③ 十分な情報が提供されているか
- ④ 選択肢はわかりやすいか
- ⑤ 本人にわかりやすい形で示されているか
- ⑥ 利益、不利益が比較できるように示されているか
- ⑦ 今後起こりうることは話し合われているか

**本人の表出された意思・心からの希望
に着目した支援ができているか？**

(=「最善の利益」ファーストの支援に陥っていないか？)

「意思決定支援」における基本視点

◆ 本人中心主義（パーソン・センタード）

あらゆる人が自分で決定し、自分の人生を決める権利を持っている = 対等なパートナーとして、意思決定の中心には常に本人がいる。

- ◆ 常に自問自答すること。
 - － 本人が自己決定するためのベストチャンスを与えられているか？

- 1 環境はふさわしいか。決定を議論するのに適切な時期か
- 2 十分な時間をとって十分な情報や明確な選択肢が与えられているか
- 3 写真や映像等、本人が理解しやすい形で情報提供されているか
- 4 利益、不利益、予想される結果（見通し）を議論しているか



意思形成支援のポイント

適切な情報、環境、認識の下で意思が形成されることの支援

✓ 支援者の**価値判断**が先行していないか？

- 判断の前に本人の希望に着目し、「開かれた質問」で尋ねる。

✓ 本人の「理解」と支援者の「理解」に相違はないか？

- ご本人に説明してもらう。同じ趣旨の質問を、時間をおいて、違う角度から行ってみる。
- 説明された内容を忘れてしまうことがあるため、その都度説明する。

✓ 選択肢を提示する際の**工夫**ができているか？

- 比較のポイント、重要なポイントをわかりやすく示す。
- 文字にする。図や表を使う。＝ホワイトボードなども活用

✓ 他者からの「**不当な影響**」はないか？

意思表明支援のポイント

形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

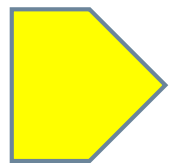
- ✓ **決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？**
 - 時間をかけてコミュニケーションを取る。
 - 重要な意思決定の場合には、時間をおいて、再度、意思を確認する。
 - 時間の経過や置かれた状況によって意思は変わりうることを許容する。
- ✓ **本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て**整合性**があるか？**
 - これまでと異なる判断の場合には、より慎重に本人の意思を吟味する。
 - 表面上の言葉にとらわれず、本人の**心からの希望**を**探求**する。
- ✓ **意思を表明しにくい要因や他者からの「**不当な影響**」はないか？**
 - 意思決定支援者の態度、人的・物的環境に配慮する。時には、いつものメンバーとは異なる支援者が意思を確認してみることも必要。

意思**実現**支援のポイント

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

自発的に形成され、表明された本人の意思※について、

- ✓ 本人の**能力を最大限活用**できているか？
- ✓ 意思決定支援**チームが協働**できているか？
- ✓ 活用可能な**社会資源を適切に利用**できているか？



実現それ自体より、本人と一緒に実現を目指していく過程が重要。本人を抜きにして、何でも「やってあげる」という姿勢は実現支援ではなく「代行決定」。

※他者から見て合理的かどうかを問うものではない。

※**体験**（小さな実現支援）を通じて意思形成され、過去の表明内容が変更されることもある。

意思決定支援の限界も意識する

これらのプロセスを踏めばあらゆる本人の意思決定（及び意思決定支援）が許容される、というわけではありません。

本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響（※）が生ずる場合でない限り、尊重される。

※「重大な影響」といえるかどうかは、

- 本人が他に取り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
 - 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
 - その発生の（高い）可能性・・・（高度の）蓋然性があるか
- 等の観点から慎重に検討される必要があります。

例）自宅での生活を続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合
本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合

意思推定・代理代行決定への移行

本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合の・・・

②本人意思の推定 (意思と選好に基づく最善の解釈)

本人意思の推定すら困難な場合／法的保護が求められる場合の・・・

③本人にとっての最善の利益に 基づく代理代行決定(法的保護)

支援付き意思決定からの移行場面 —意思決定能力アセスメント—

支援付き意思決定の場面からの移行が検討されるべき場面

② 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合

→本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

③ 本人の意思推定すら困難な場面

→最後の手段として、本人の最善の利益を検討。

障害福祉サービス等の
提供に係る意思決定
支援ガイドライン P5

・・・では、どこまでの支援を尽くせば【どうしても困難】と言いうるのか？ 36

「意思決定能力」 ＝本人の個別能力＋支援者側の支援力

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン4頁 脚注ix 参照

1. 本人の意思決定能力は**行為内容により相対的に判断**される。選択の結果が軽微なものから、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまでである。
2. 意思決定能力は、あるかないかという**二者択一的ではなく（連続量）、段階的・漸次的に低減・喪失**されていく。
3. 意思決定能力は、**社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化**する。



**本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、
意思決定支援者の支援力によって変化する。**

「支援者側の支援力」・・・具体的には？

- ① **理解** 意思決定に関連する情報を本人が理解できるよう、**支援者側**が実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？
- ② **記憶保持** 情報を必要な時間、本人が頭の中に保持できるよう、**支援者側**が実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？
- ③ **比較検討** その情報に基づく選択肢を本人が比較検討できるよう、**支援者側**が実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？
- ④ **表現** 意思決定の内容を本人が他者に伝えることができるよう、**支援者側**が実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？



決めなければならない場面までに、自己決定するためのベストチャンス（最適な環境設定）を最大限提供したにもかかわらず、「どうしても自己決定や意思確認が困難」と言い切れるかがポイント

「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」と考える前に考慮すべきこと

逆から捉えると、「支援者側が支援付き意思決定の支援を尽くしたといえる場合」とは？

- ✓ 本人にとって意思が表出しやすい又は意思決定がしやすくなる**日時・場所の設定**がなされている
- ✓ 本人の意思形成に不当な影響を与えないように、**面談・会議等における参加者の構成**を工夫している（利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等）
- ✓ 本人が意思決定をするために**十分な時間、情報（メリット、デメリット、結果の見通しを含む）**、**選択肢**が与えられている
- ✓ 本人にとってわかりやすい**言葉遣いの工夫**がされている
- ✓ 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が**理解しやすい形で情報が提供**され、かつ、**意思疎通手段の工夫**がされている
- ✓ 体験の機会等を提供し、**本人の意思形成支援や意思確認**を試みている
- ✓ 本人、関係者からの**情報収集**を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握するよう努めている
- ✓ 「意思決定支援」に関する**実践記録**を積極的に残している

「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」の対応

障害福祉サービス等の提供に係る意思
決定支援ガイドラインP4

本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

本人意思の推定(本人の 意思と選好に基づく最善の解釈)を行うには？

- 本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積する。
- 本人をよく知る関係者（支援チーム）が、関連情報を複合的視点で評価する。



「本人意思の推定すら困難な場合」の 対応

障害福祉サービス等の提供に係る意思
決定支援ガイドラインP5

最後の手段として、関係者が協議し、**本人にとっての最善の利益**を判断せざるを得ない場合がある。

1. (本人の立場からみた) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

2. 相反する選択肢の両立可能性の模索

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

3. 自由の制限の最小化

行動の自由を制限することが本人にとっての最善の利益であるとしても、他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

本人の意向・感情・価値観を重視した 「最善の利益」に基づく代理代行決定

◆「最善の利益」自体の定義は設けられていない。

→人それぞれの価値観は違うため、一般論として決められるものではない。

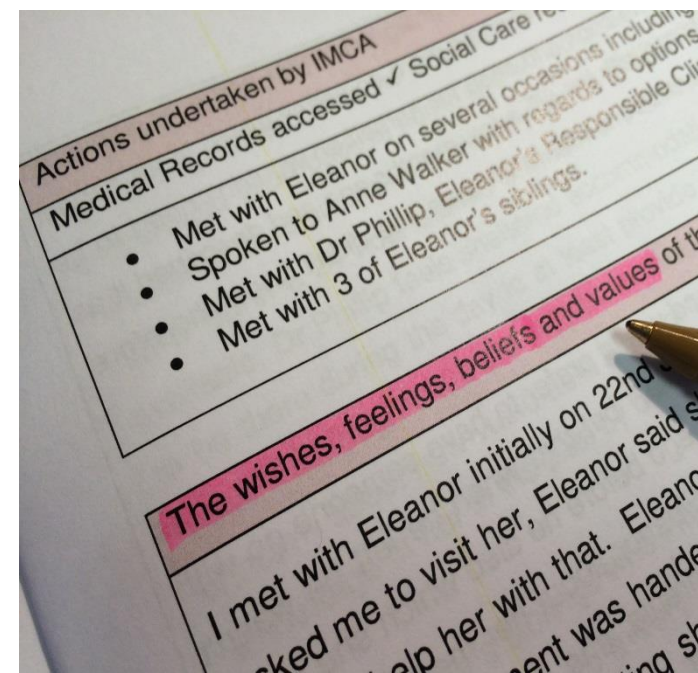
× 周囲（後見人・隣人・支援者）の思惑

× 「自分ならこうする」「この方が本人のためだ」という
第三者的・倫理的な価値観＝「客観的」最善の利益

○ 「本人の意向・感情・価値観を最大限尊重すること
を前提に他の要素も考慮＝「主観的」最善の利益

→「最善の利益」に基づく場合、本人の推定意思に
反してでも第三者の介入が許容される場合があり
うる。権利侵害のリスクがあるため、チームによる複
合的視点での、信頼できる根拠に基づく慎重な吟
味が必要。

注意！ 最善の利益はあくま
でも「代理代行決定」の場
面で用いるものであって、「支
援付き意思決定」の場面で用
いられるべきではありません。



代理代行決定の限界

これらのプロセスを踏めばあらゆる代理代行決定が許容される、というわけではありません。

改正民法第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

<出来ない行為の例>

- 結婚，養子縁組，離婚，離縁，といった**身分行為の代理**
- **法律上の権限又は裁判所の許可を得なければならない代理行為**

例) 「意思能力」が欠けている本人の預貯金の引出・口座の維持管理、
不動産その他金融資産の処分

「意思能力」が欠けている本人の賃貸借契約、施設入所契約



成年後見申立が必要

- 法律上の根拠（※）に基づく**行政機関・医療機関等による強制的介入**

※精神保健福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の各法令要件に該当するか否かによって判断される。ただし、意思決定支援のプロセスは可能な限り尊重されるべき。

法的保護・権利擁護の観点から 「介入」せざるを得ない場面とは？

以下のような状態が生ずる可能性が高い場合又は現に発生している場合で、かつ、これ以上決定を先延ばしできない場合には、第三者が介入せざるを得ないこともあります。

- 他者を害する状態（例：意図的かつ重大な（※1）権利侵害・犯罪行為）
- 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる状態（例：深刻なセルフネグレクト、他者からの虐待、自殺未遂の反復） 等



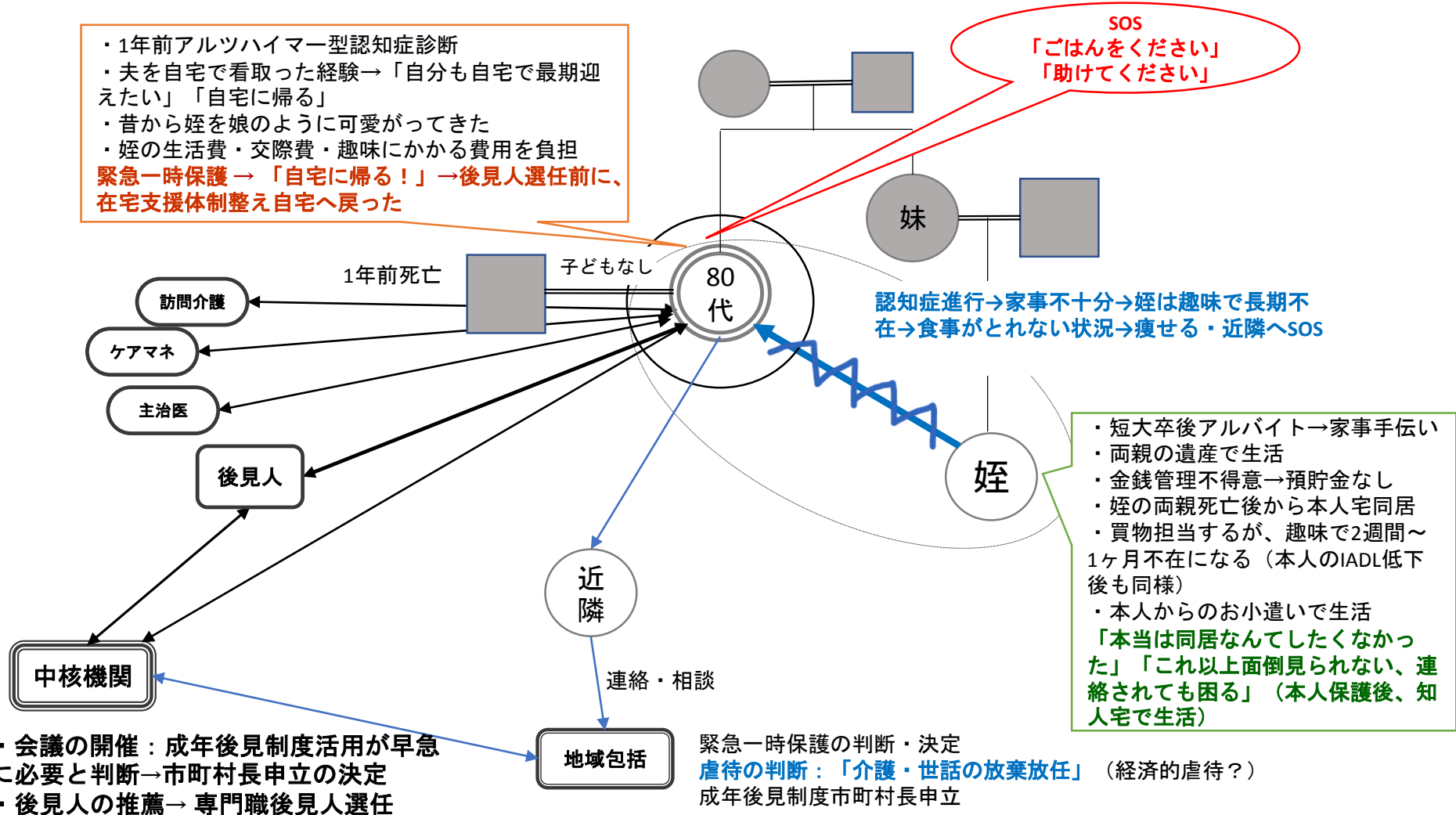
司法機関・行政機関・医療機関等による 法的保護・権利擁護のための「介入」もありうる（※2）

- ※1 他者の権利との緊張関係があることのみをもって、直ちに「他者を害する」と安易に解釈すべきではない。
- ※2 刑法、刑事訴訟法、精神保健福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の各法令要件に該当するか否かによって判断される。ただし、意思決定支援・代理代行決定のプロセスは可能な限り尊重されるべき。

演習：ケース会議を体験してみよう

事例の概要

- ・1年前アルツハイマー型認知症診断
 - ・夫を自宅で看取った経験→「自分も自宅で最期迎えたい」「自宅に帰る」
 - ・昔から姪を娘のように可愛がってきた
 - ・姪の生活費・交際費・趣味にかかる費用を負担
- 緊急一時保護 → 「自宅に帰る！」 → 後見人選任前に、在宅支援体制整え自宅へ戻った



- ・子どもはなく、昔から姪（実妹の娘）を娘のように可愛がってきた
- ・夫婦仲良く暮らしていた
- ・夫を自宅で介護
- ・姪の両親死亡後から本人宅同居

1年前 夫死亡（自宅で看取る）

アルツハイマー型認知症の診断を受ける

認知症の進行→家事が徐々にできなくなる
姪は趣味のため、2週間から1ヶ月家を空ける生活を続けている

姪が不在中、買物等の外出支援ができなくなる→食べる物がなくなる、通院ができない→食事ができない、服薬ができない→痩せていく、認知症の進行

今年 本人が近隣へSOS 「ご飯をください」「助けてください」

近隣から地域包括へ連絡：虐待の判断（「介護・世話の放棄放任」）

・市と地域包括による高齢者虐待対応（緊急一時保護、成年後見制度市町申立て等）

在宅生活再開

専門職後見人選任

中核機関：会議の開催
成年後見制度市町村長申立の決定、後見人推薦等

- 支援方針の決定会議のロールプレイを行います。グループごとに、配役を決めて下さい。

- ① 本人 礼子さん …… 別冊資料 p.6
- ② 成年後見人(専門職) …… p.10
- ③ 訪問介護事業所 …… p.14
- ④ ケアマネジャー …… p.18
- ⑤ 地域包括支援センター職員 …… p.22
- ⑥ 中核機関職員 …… p.26

- 自分の配役にしたがって、設定の書かれているページを開いて、設定の内容を確認してください。
- 読むのは、配役されている役の部分だけです。書かれていること以外の内容については、配役された人が自由に決めることができます。

- ロールプレイは「会議の目的⇒全体の流れ⇒個人情報保護の確認⇒配布資料の確認」まで終わっている設定です。
- 「本人・関係者の自己紹介⇒参加者からの現状報告、意見⇒今後の支援の方向性についての話し合い」を行ってください。

①役作りの時間(2分)

②ロールプレイ(15分)

③感じたことのメモ(1分)

④グループ共有(15分)

①役作りの時間

設定をもとに、
一人ひとりが頭の中で役作りをして
ください

※話し合いの時間ではありません

②ロールプレイ

- 「会議の目的⇒全体の流れ⇒個人情報保護の確認⇒配布資料の確認」まで終わっている設定です。
- 「本人・関係者の自己紹介⇒参加者からの現状報告、意見⇒今後の支援の方向性についての話し合い」を行ってください。（ロールプレイ15分）

③感じたことを書きとめましょう

おつかれさまでした！

感じたことのメモの欄に記入します

感じたことのメモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for writing notes. It occupies the central portion of the slide, below the title and above the footer.

④グループ共有

グループ共有のメモ欄に
メモをとることができます。

グループ共有のメモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for group shared notes.

ファシリテーションの基礎

事例検討会や会議のときに



みなさんは、こんな会議に出席したことがありますか？

- 声の大きい人ばかり発言、シーンと言いなりに
- 悪者探し、責めあい、またはそんな空気になる
- 議論にならない、結論がよくわからない
- 楽しかったけど、何が決まったかわからない
- 時間通りに開始しない、時間内に終わらない
- そもそも何のために集まったか見失ってしまう
- 会議室をでたら、魂の抜け殻になっている

チームアプローチの「要」としての会議

会議をすることで、以下が可能となる

- 多様な視点の確保
- 目標や方針決定の**プロセスの共有**
- 協働で実施する作業の分担と統合
 - ・・・**協働への意欲、態度**を引き出す

よい会議は、「チームをつくる場」「お互いがお互いを知る場」にもなる

ファシリテーションのノウハウを使うこと、
「会議」を行うことで、
チームの力をより促進することができる

事例検討会や会議のときに

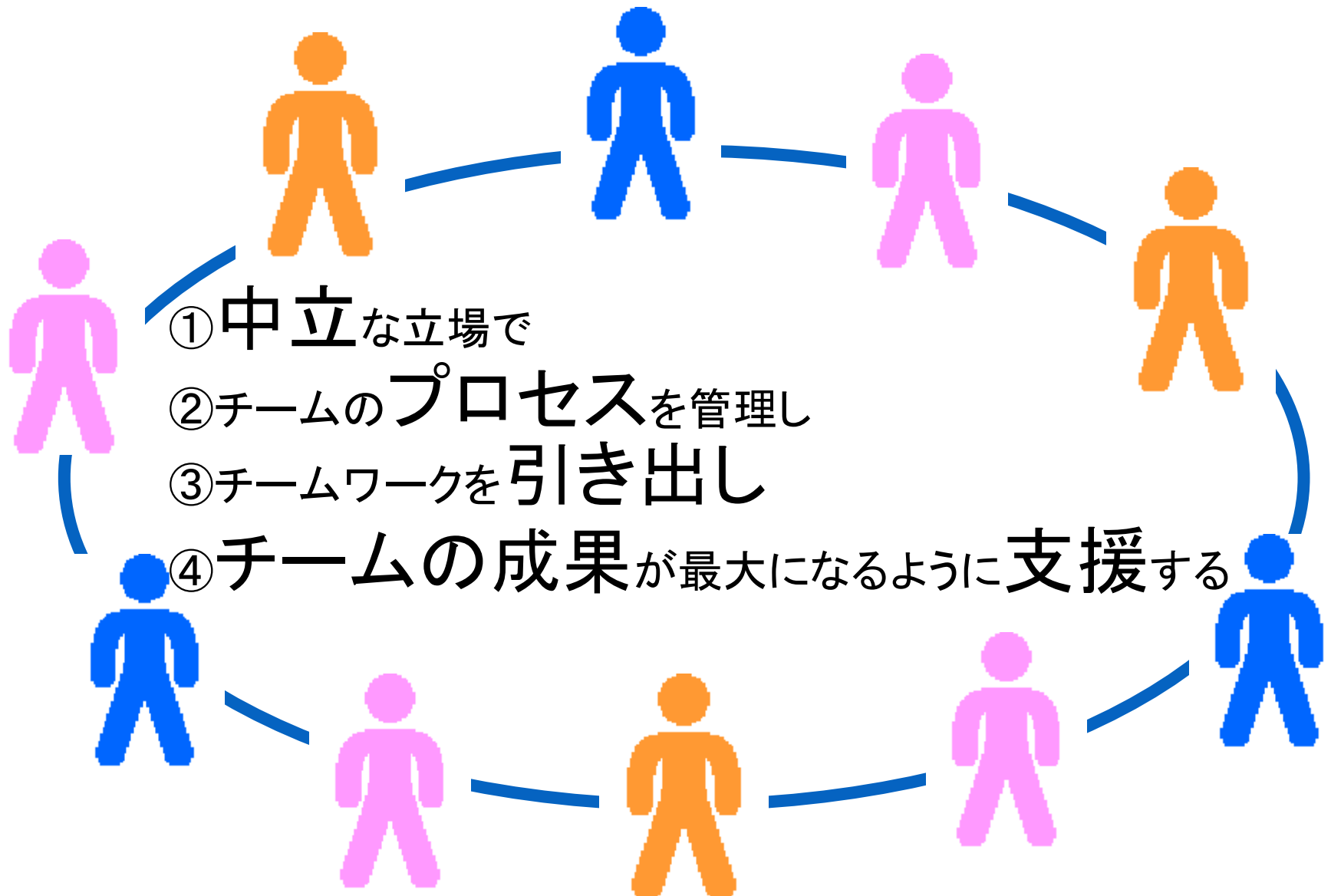


みなさんの知っている人の中に、こんな人はいませんか？

- その人が入ると、雰囲気が変わり、場が盛り上がる
- その人と話していると、明るい気分になり、元気になる
- 質問上手で、問われるままに考えていると触発され、やる気がでる

(森時彦『ファシリテーターの道具箱ー組織の問題解決に使えるパワーツール49』, ダイヤモンド社, 2008年, p.52)

多職種チーム・ファシリテーターの機能

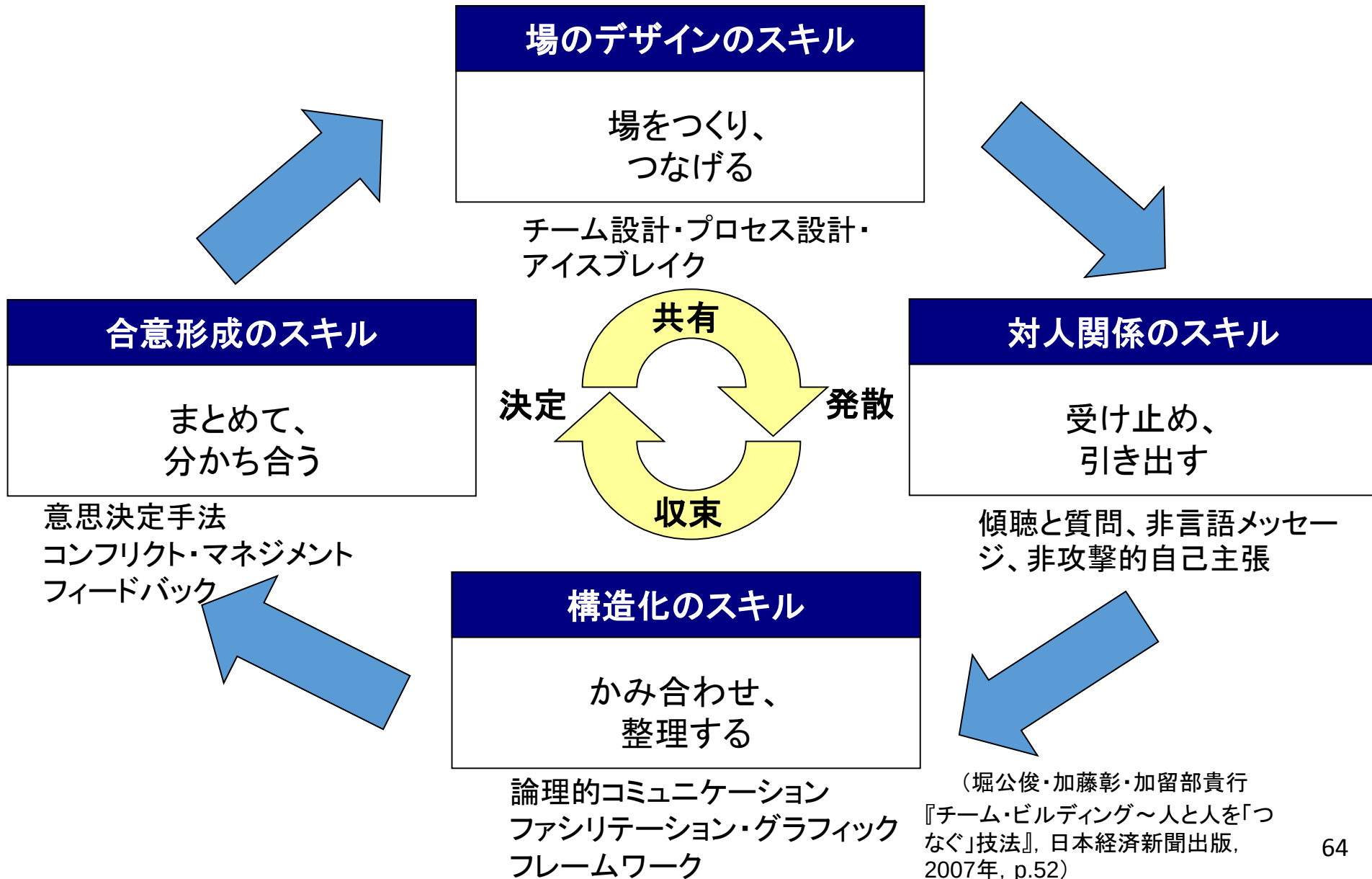


これらの共通点は？

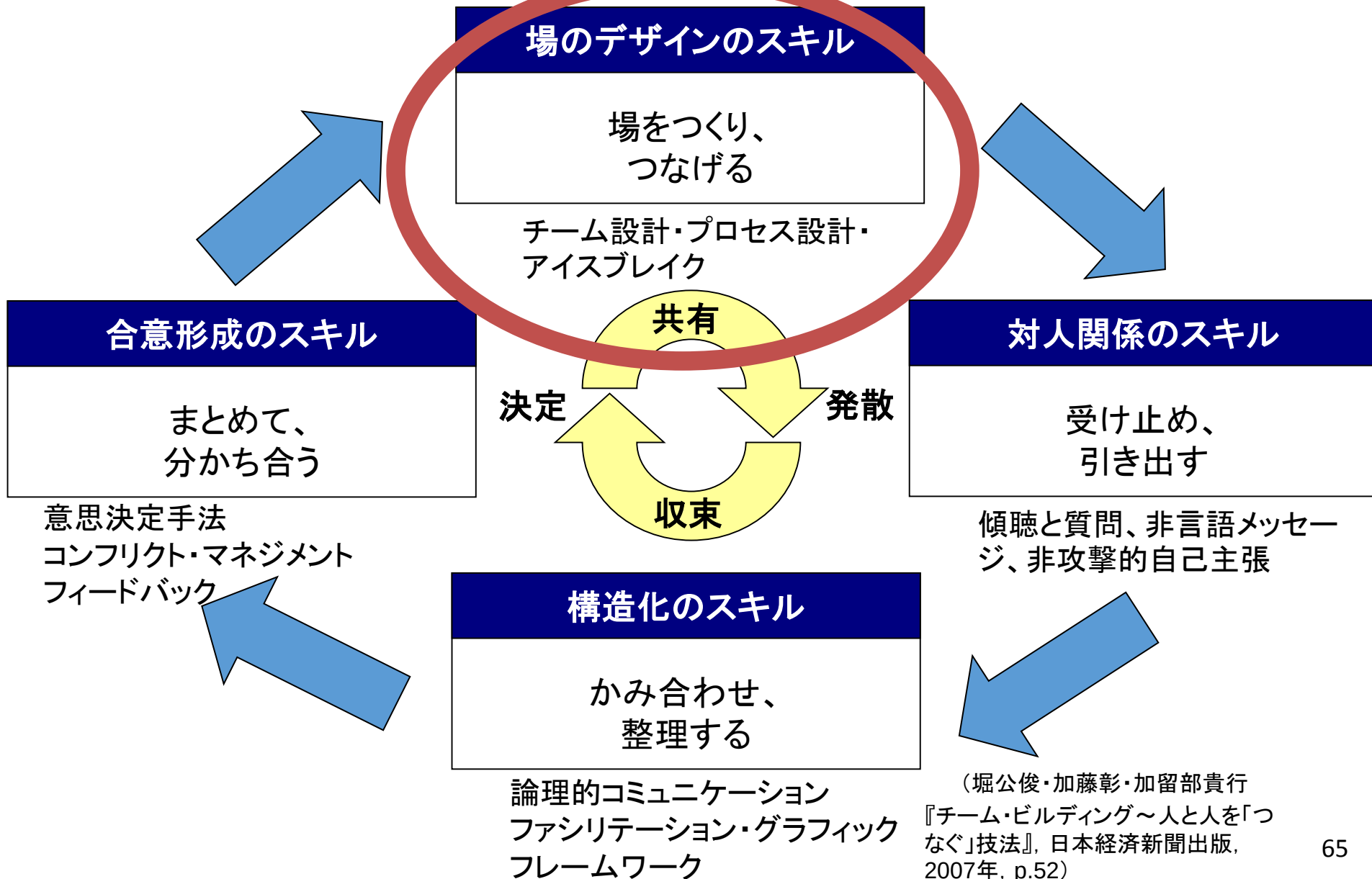


たいやき
うなぎ
まぐろ

問題解決型ファシリテーションの4つのスキル



問題解決型ファシリテーションの4つのスキル



共有 場のデザインのスキル

- 場のデザインはチームづくり
- そのため認識してみんなで共有しておきたいこと
 - ①お互いがだれでどんな人か
 - ②なぜ集まったか(目的や目標、今日のゴール)
 - ③すすめかた・道筋(プロセス)
 - ④どんなルールがあるのか
 - ⑤会議の準備段階からはじまる場のデザイン

共有 場のデザインのスキル

- 場のデザインはチームづくり
- そのため認識してみんなで共有しておきたいこと

①お互いがだれでどんな人か

②なぜ集まったか(目的や目標、今日のゴール)

③すすめかた・道筋(プロセス)

④どんなルールがあるのか

⑤会議の準備段階からはじまる場のデザイン

①お互いがだれでどんな人か

- 目的別アイスブレイクが有効
(人となりを知り合う)

自己紹介＋○○

マイブームは？呼ばれたい名前は？

(チーム員のコンディションを知り合う)

気分調べ

色や数字でたとえると？スケール化 →助け合う

(発想やアイデアを広げる準備)

頭の柔軟体操

もう一つの地球があったら？自分を漢字でたとえると？

(チームの結束づくりの準備)

チームで協力して取り組む仕掛け

共通点探し チーム名づけ ペーパータワー

名前
所属
職種
好きな食べ物



なまえ

共有 場のデザインのスキル

- 場のデザインはチームづくり
 - そのため認識してみんなで共有しておきたいこと
- ①お互いがだれでどんな人か
 - ②なぜ集まったか(目的や目標、今日のゴール)
 - ③すすめかた・道筋(プロセス)
 - ④どんなルールがあるのか
 - ⑤会議の準備段階からはじまる場のデザイン

② ③ ④ を共有する

令和〇年〇月〇日 16:00～18:00

参加者 △△ △△ △△

今日の予定

テーマ

Aさんの在宅生活支援チームとしての顔合わせ
目標

それぞれが知っているAさんの生活状況
とこれまでの支援の状況の情報を共有し、
今後の支援の方向性を考える

16:30～挨拶、関係者の紹介

16:35～事例概要・経過説明

16:45～本人や家族、関係者等についての
情報の整理

17:25～今後の支援の方向性について

18:00 終了

グランドルール

質問はひとつ
ずつおこなう

グランドルール

批判しない
秘密は守る

何時にはじまって何時におわる
参加者はだれとひと目で分かる
このまま議事録とすることもできる

何のために集まったのかを意識する
ために具体的な目標を書き出す
今日はどこまで話し合うかのゴールも分かる

具体的時間と進行プロセスを書き出すことで
枠組みを意識して話し合うことにつながる

グランドルールは、その会議によって(メン
バー)によってその都度考える

右の欄には、具体的な議論を書き出す
つもりで、真ん中に線を引いている

共有 場のデザインのスキル

- 場のデザインはチームづくり
- そのため認識してみんなで共有しておきたいこと
 - ①お互いがだれでどんな人か
 - ②なぜ集まったか(目的や目標、今日のゴール)
 - ③すすめかた・道筋(プロセス)
 - ④どんなルールがあるのか
 - ⑤会議の準備段階からはじまる場のデザイン

⑤会議は準備段階からはじまる

- ①②③④を事前に準備しておく
- 会議のリーダーや核となるメンバーとの事前MT
- 目的に応じたメンバーの選定(時間・場所の工夫)
- 誰から誰へ声かけ(趣旨説明 役割と期待 動機づけ)
- 場所の設定・座り方(対立構造をうまない・緊張の緩和)
- 備品の準備(名札・配布資料・ホワイトボード・時計等)
- 参加型・双方向型にするためのしかけ

(例) ある日、本人の意思表示の会議の場合

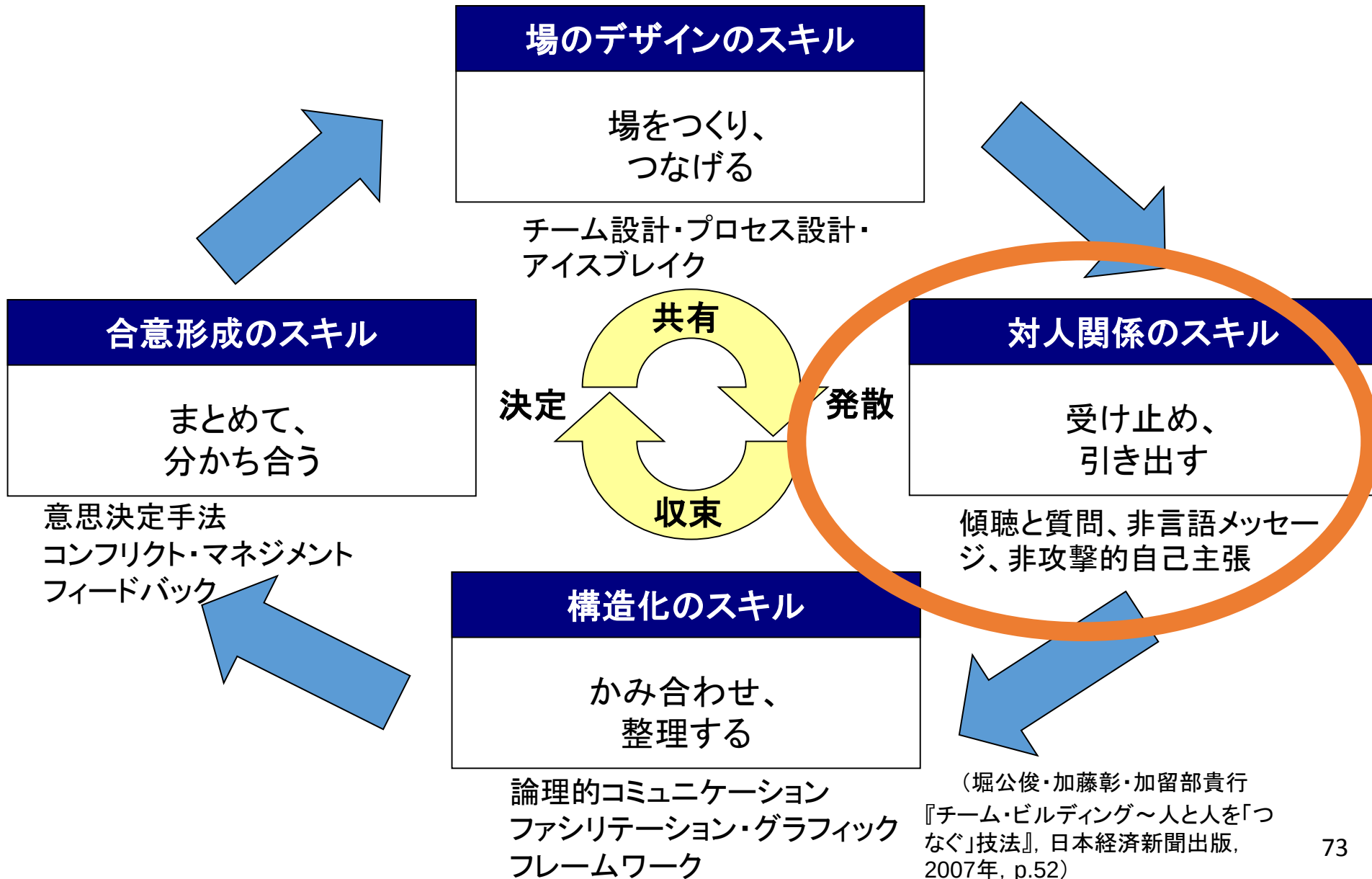
会議を二部構成とした。

はじめに一部として、支援者間のすりあわせを会議室でおこなう

その後、メンバーを絞って本人の居室へ移動して二部へ

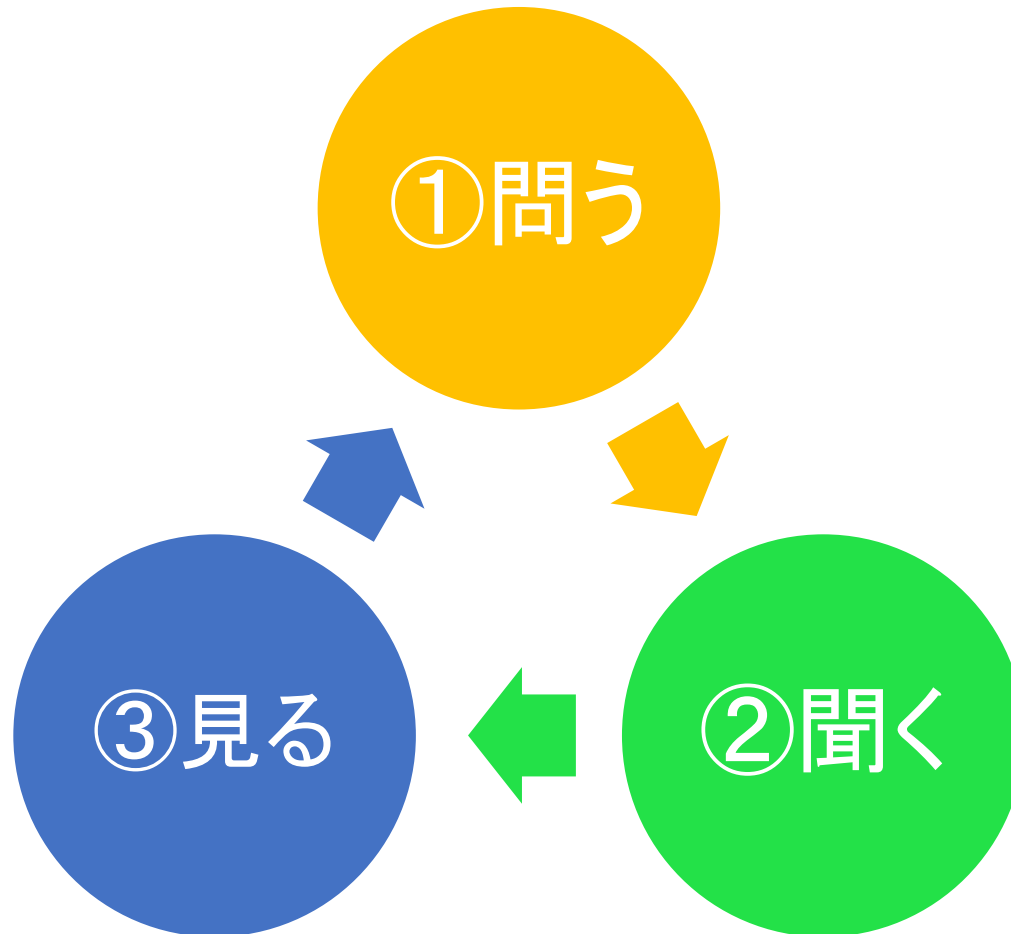
一部で話し合った工夫や配慮をもって、二部で本人の意志を確認することができた。

問題解決型ファシリテーションの4つのスキル



発散 対人関係のスキル

参加者の発言をひきだすための3つのアクション



参加者の発言を適切に引き出す「発散」

- 全員から発言を引き出す
 - チーム構成員としての意欲・態度を醸成

① 問う

＜発言をしない参加者に対しての声掛け例＞

- 後見人として、この点についてどのようにお考えですか？
 - …専門的視点の尊重により引き出す
- 訪問介護の関わりの中で、ご本人の変化や具体的な生活状況について、教えていただけますか？
 - …伝えて欲しい具体的情報を限定して引き出す

- 発言者から、**より正確に**情報を引き出す
 - 曖昧な情報は、具体的に話してもらう
 - できる限り、5W1Hで情報を組み立てる
 - いつ、誰がどのように把握した情報か
 - 数値化してもらう

②聞く

へえ、
例えば？

誰から？
いついつ？

※自分自身がその情景が浮かぶようになるまで聞く

- **専門的な用語は噛み砕いて**もらう

※自分がわかる用語でも、**参加者の様子を見て**適宜説明をお願いします

発言・情報の引き出し方



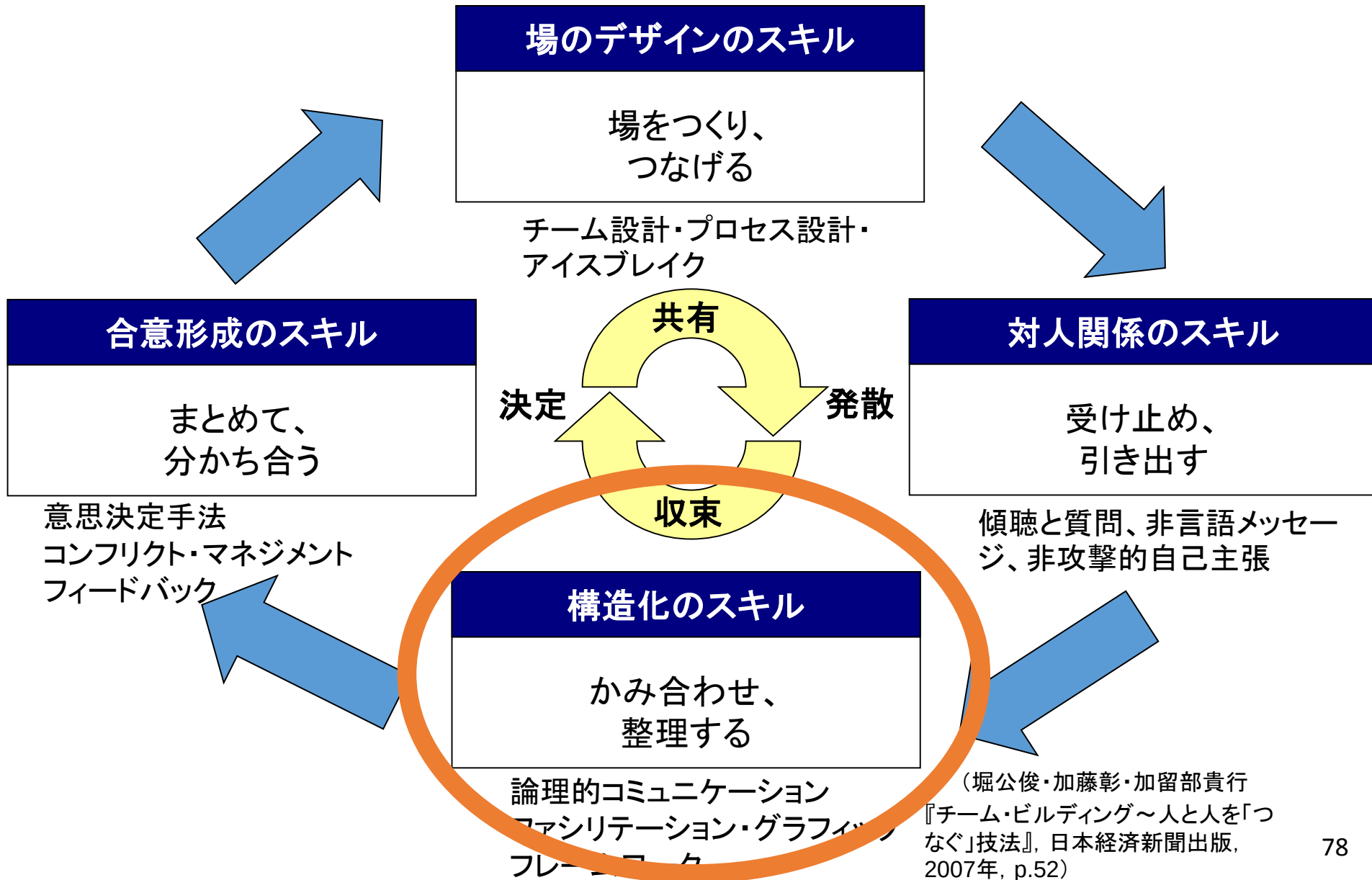
③見る

- 発言者と、受け手であるほかのチーム員の様子をみながらタイミングを調整

- 矢継ぎ早な質問は「質問攻め」にされていると捉えられる可能性
→質問したい前提を伝える
- ある用語を分からないまま(誤解したまま)話を聞くと、まったく理解できない可能性もあり
→構成員の様子次第で途中で質問を挟む必要があることも・・・

※参加者の発言を聞くときは、コーディネーターは参加者の発言を聞くと同時に、他の参加者の様子も常に観察

問題解決型ファシリテーションの4つのスキル



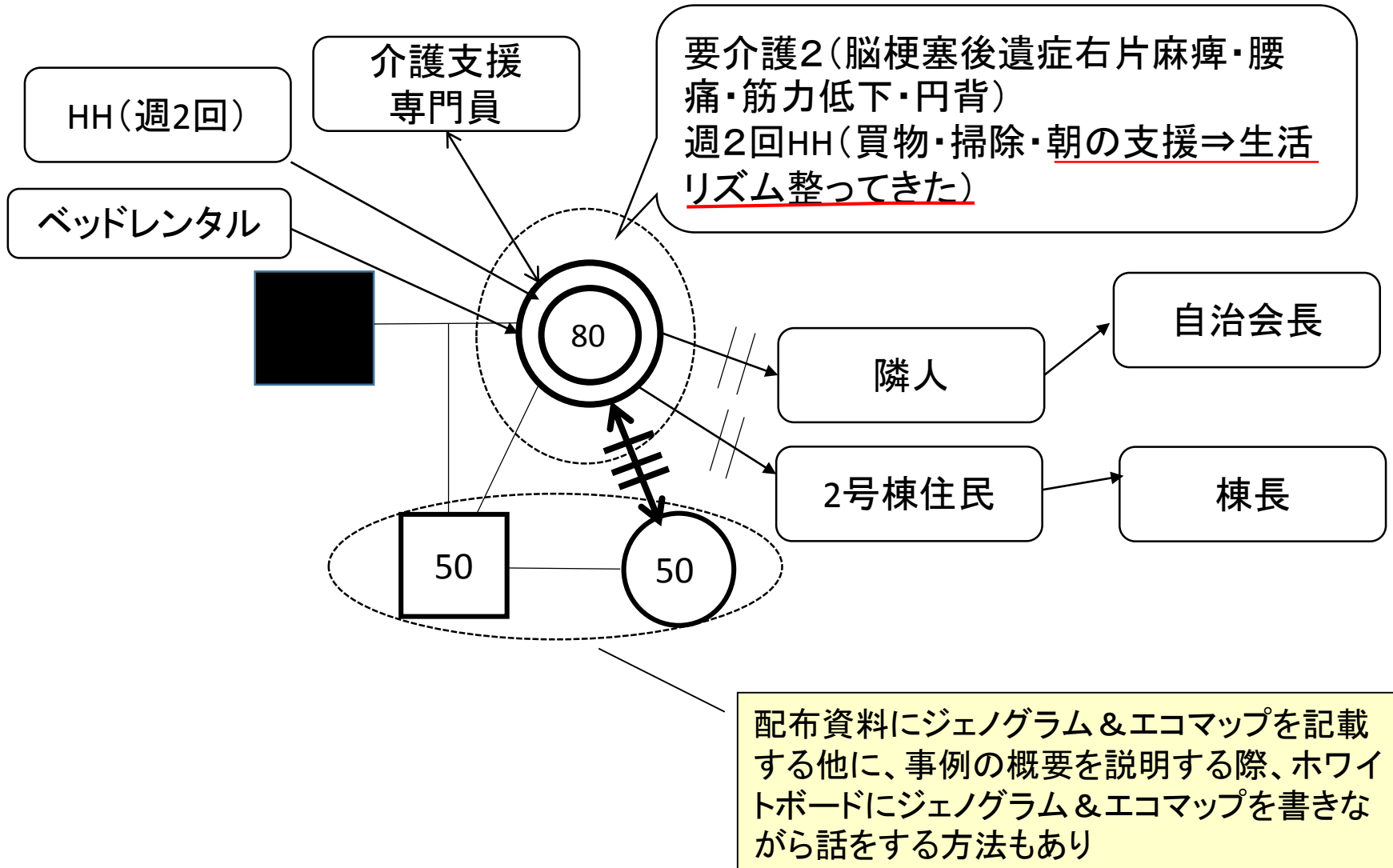
収束 構造化のスキル

工夫として
ホワイトボード
を使用

- すぐかける。みんなでかける
- みんなの目線があがり、顔がみえる
- 一つのものをみながらの共同作業で一体感
- 発言をかくことで、聞いてます・尊重してますと伝える
- 意見と個人を切り離せる
- 記憶力に左右されない。発言が発言をうむ。
- 分かったことと分からないこともみえる
- 議論が空中戦にならない
- 同じものをみているので議論がずれにくい
- 結論や共有されたこともみえる。議事録にもなる

※きれいにかくより分かりやすくかくを優先

ホワイトボード記載例



ホワイトボード例 発言を順番に書き出す方法

本人のこれまでの生活状況（特に近隣との関わりについて）

① 困っていたこと

- ・ヘルパーや近隣への物盗られ妄想があった（ケアマネ・近隣〇〇さん）
→「盗んだ」という話を、本人が他の住民に話す
→棟長や自治会長・民生委員に、住民・本人から相談・苦情あり

議論のテーマをまず書く
議論が迷子にならない工夫

生活リズムを整えることで、
被害妄想は消失。

書く際に行間をあけておくとかとから
情報を書き入れやすい

- ・「火の元が心配」
→住民の一番の不安

火災報知器を設
置・台所の環境
整備を実施

チーム構成員の発言を要約して、順に
書く方法あり。テーマ別に色分けした
四角や丸などで囲って、後から分類し
ていくと、その後の議論が考えやすい。

本人「自分の生活が戻ってきた気がしている。がんばるので、ここで暮らしたい」
「これまでいろいろあったけれど、みなさんに手伝ってもらって、最期までここで
暮らしていきたい」

地域「がんばっているのなら、支えていけるのでは？」

「本人の安全への責任は持てないので、責任所在ははっきりさせて欲しい」

.....

事例検討会では、セリフは「 」や吹き出し付きで書く
主語は明らかに。できるだけ生の言葉で
特に本人の言葉は大事にする

ホワイトボード例 テーマ別に分類しながら書く方法

本人

- ・「これまでいろいろあったけれど、みなさんに手伝ってもらって、最期までここで暮らしていきたい」

「茶道をまたやりたいな」

地域

- ・「がんばっているのなら、支えていけるのでは？」
「本人の安全への責任は持てないので、責任所在ははっきりさせて欲しい」

このようにテーマごとに欄を分けて記載する方法あり

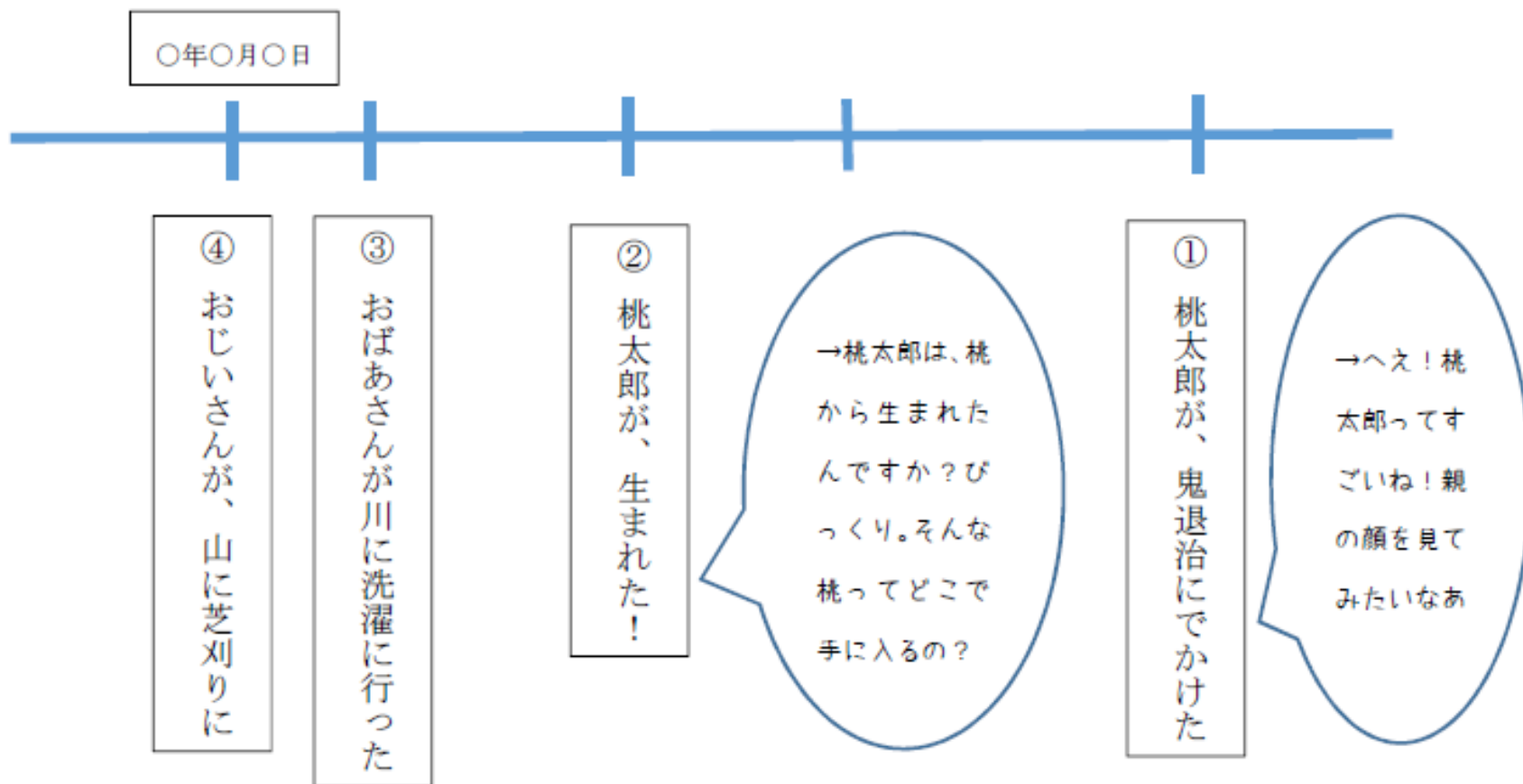
「パーキング・ロット」

その他

独居高齢者が、気軽に行ける地域の中の「居場所」のような拠点が、ますます必要では？

地域課題として扱う？

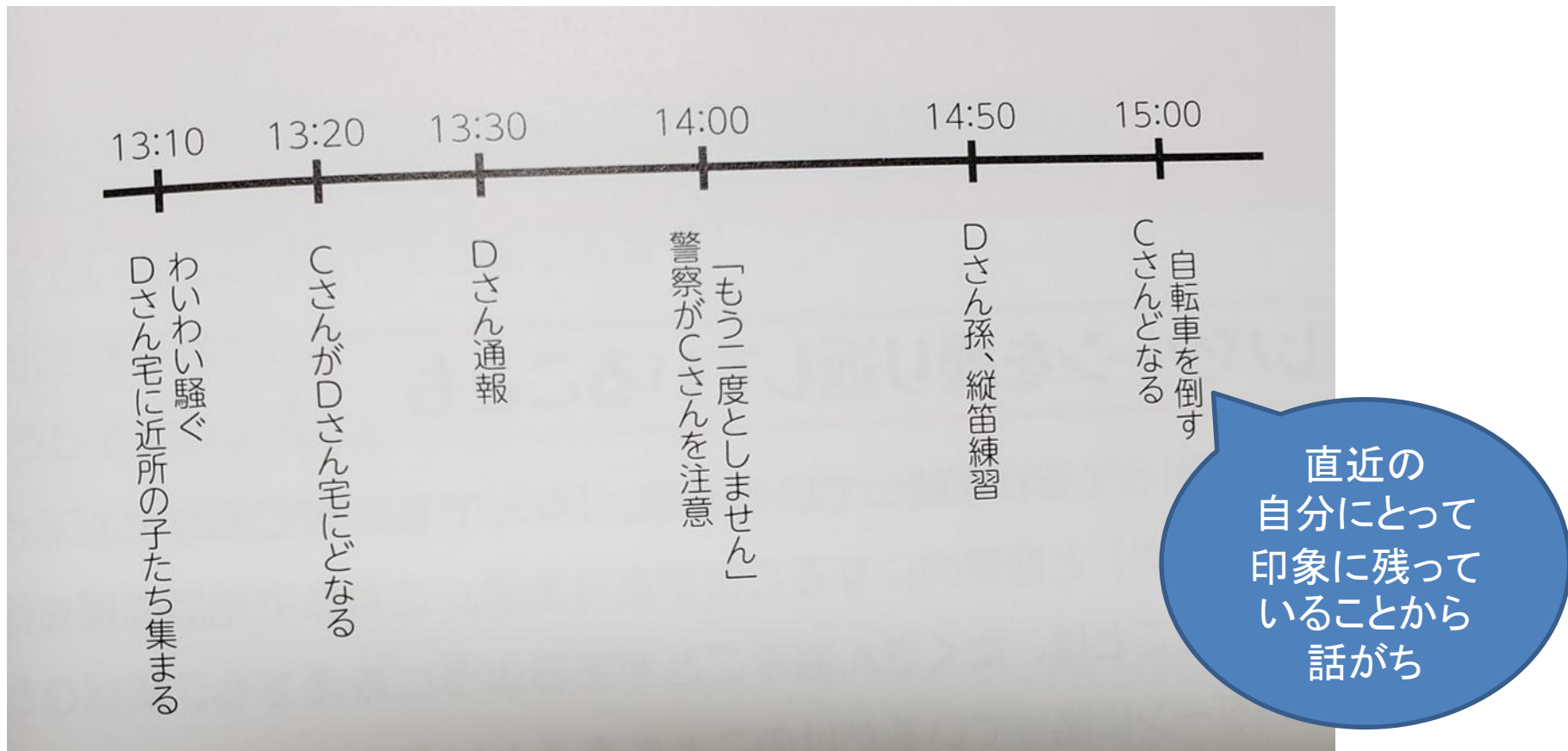
発言を5W1H 板書で整理していく



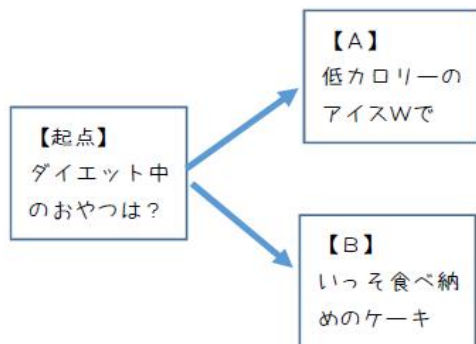
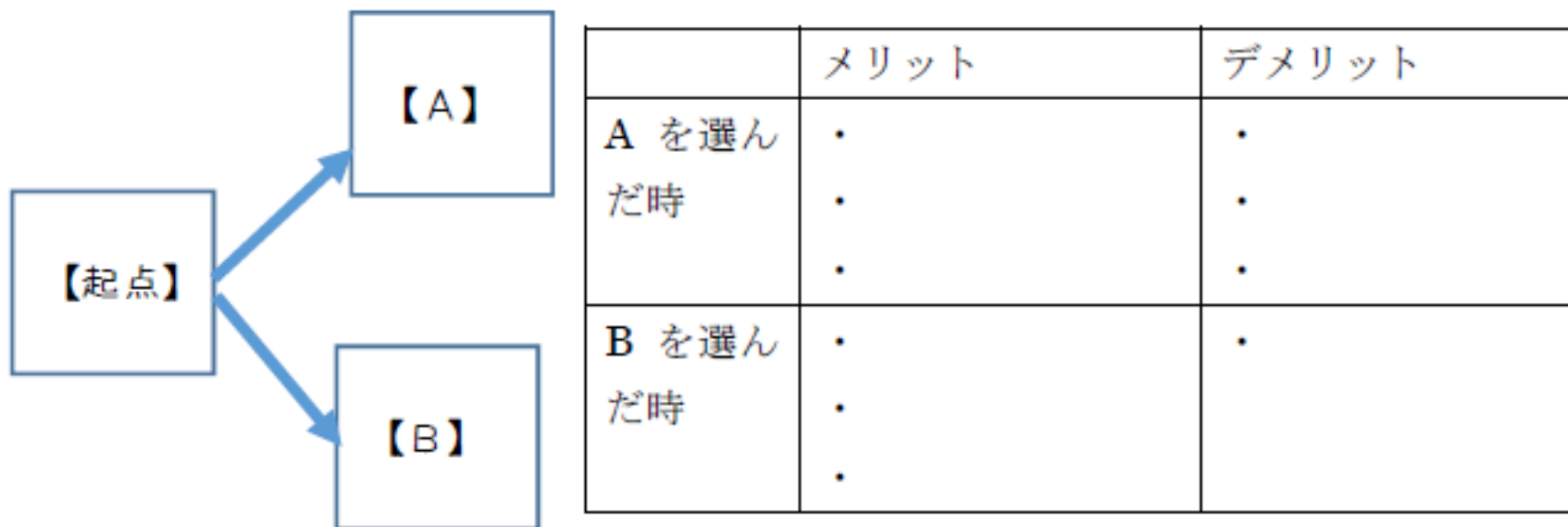
時系列にイベントを整理する

→パターン(引き金・前兆)も見える

→対処方法が考えられる



フレームワークで構造化 例:2者選択図



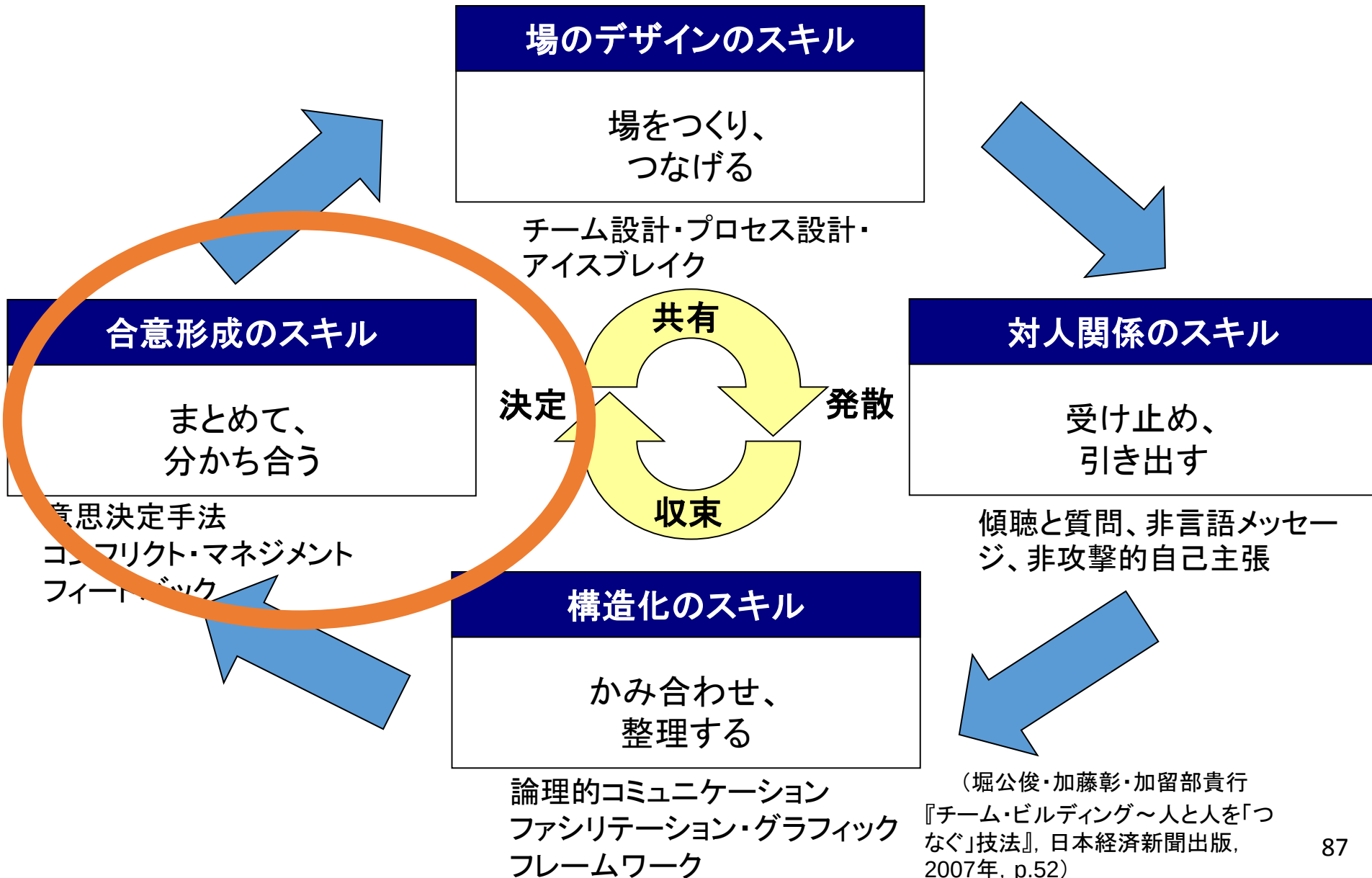
選択肢が一つしかないということはない
それが100%よい悪いということはない
もしあるならば、考えが深まっていないだけ
みんなのアイディアと知恵をだしあって
あーでもないこーでもないとやってみる

プロコン分析（決定事項への納得感と当事者意識醸成）

	賛成意見	反対意見
在宅療養 （一人暮らし）		
入院治療		
家族同居		

比較項目は、その事例によって異なる。

問題解決型ファシリテーションの4つのスキル



決定 合意形成のスキル

- まとめて分かち合ってから、会議をおわるクセ
- わかったこと、わからなかったこと
- うまくいったこと、いかなかったこと
- やってみたこと、次にやること



会議の終結①

- 決定事項・協議の結果の確認
 - いつ、どこで、誰が、何を、どうするのかを確認
 - 会議の冒頭で共有した「目的・目標」の確認
 - 決められなかったこと、わからなかったことを今後どうするのか
 - 曖昧なまま残した事項がないか
 - 発言したくてもできなかった人がいないか
- 今後の連絡体制の確認
 - ほうれんそう・・・キーコーディネーターにすべての情報を集約
 - 不測の事態がそのまま放置されないように

会議の終結②

- 記録の送付の確認
 - 議事録や支援計画等、後日文書で配布するか否か、その予定を伝える
- 参加者の反応を確かめる
 - 最後に感想を述べてもらう、感想を書いてもらうという方法をとることで、チーム構成員としての意欲を高めることにつながることもある
 - コーディネーターとしての振り返りにも役立つ
- 会議のあとに、主催者だけで振り返りを行う
 - 振り返りを行うことで、進行のスキルがアップする

事例検討会に向けて

(前提)

- 事例検討会には実はいろんな種類がある
- 参加者による違いや機能による違い

(共通に大事にしたいポイント)

- ファシリテーション＝本人支援のチームづくり
- 「見立て」と「手立て」は分ける
- 「本人」のいるところからはじめる

参考文献

- 『チーム・ビルディング～人と人を「つなぐ」技法』, 日本経済新聞出版, 2007年, (堀公俊・加藤彰・加留部貴行)
- 『ファシリテーション・グラフィック～議論を「見える化」する技法』, 2006年, 日本経済新聞出版(堀公俊・加藤彰)
- 『対人援助職のためのファシリテーション入門』, 中央法規出版, 2017年, (中村誠司)
- 『ファシリテーターの道具箱～組織の問題解決に使えるパワーツール49』, ダイヤモンド社, 2008年, (森時彦)
- 『まとまる！ 決まる！ 動き出す！ ホワイトボード仕事術』, すばる舎, 2019年, (谷益美)
- 『ケアマネジャーのためのアセスメント力向上BOOK;「アセスメント見える化ツール」で自信がつく！』, メディカ出版, 2019年, (寺本紀子・中恵美・林田雅輝・馬渡法子)

事例検討とファシリテーション

～意思決定支援の基本原則とプロセス
を踏まえたチーム支援体制について～

成年後見制度利用促進専門家会議委員

日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員

三部会(成年後見制度・意思決定支援部会)部会長

法テラス埼玉法律事務所

常勤弁護士 水 島 俊 彦

成年後見制度利用促進基本計画

「意思決定支援」の考え方は、
成年後見実務の中にどのように反映されていくのでしょうか？

成年後見制度における診断書の見直しについて

最高裁判所事務総局家庭局

1 改定の経緯

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、関係府省と連携し、平成29年8月に認知症高齢者・障害者の関係団体や医師・福祉関係の団体から御意見をお聞きするなどして、診断書の書式の改定に向けた検討を重ねてきました。

2 改定案のポイント

① 判断能力についての意見欄の見直し

- 意思決定支援の考え方を踏まえ、「**支援を受けて**契約等を理解・判断できるか」についての意見を求める表現に改めました。

チェックボックスの順番を従前と逆にしています。

現行の書式

- ☐ 自己の財産を管理・処分することができない。
- ☐ 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- ☐ 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- ☐ 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

改定書式

- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- ☐ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

② 判定の根拠を明確化するための見直し

- 自由記載としていたものを改め、見当識や意思疎通など4点について障害の有無等を記載する欄を新設しました。

現行の書式

判定の根拠（検査所見・説明）

（自由記載）

改定書式

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ まれに障害がみられる ☐ 障害がみられるときが多い ☐ 障害が高度)
- ☐ なし

※ 同様に、意思疎通、理解・判断力、記憶力について記載欄を設けています。

③ 福祉関係者の作成する「本人情報シート」の書式を新たに作成

- より的確な診断に資するよう、新たに福祉関係者が本人の生活状況等を医師に伝えるためのシートを作成しました。

3 今後の予定

今後、関係府省とも連携し、医師・福祉関係者向けに「ガイドライン」を作成し、十分な周知を図った上で、平成31年中に運用を開始する予定です。

第1回成年後見制度利用促進専門家会議
最高裁作成資料より引用（2018.7.2）

民法第858条

成年後見人による本人の意思尊重義務

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、**成年被後見人の意思を尊重**し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

→近年、**意思決定支援の観点**を民法858条をリンクさせることにより、将来的に成年後見人等の選任・解任・辞任許可、後見人報酬の算定・居住用不動産の処分許可に一定の影響を及ぼす可能性に言及したガイドラインが、家庭裁判所・専門職団体によって作成されている例もある（大阪意思決定支援研究会）。

本人の特性に応じて後見人等が関与するための 「意思決定支援」指針の検討WG

第3回成年後見制度利用促進専門家会議
最高裁作成資料を参照（2019.5.27）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

成年後見制度利用促進専門家会議 の協議を踏まえて、 第1回ワーキンググループを開催 （2019年5月15日）

参加者：

厚生労働省

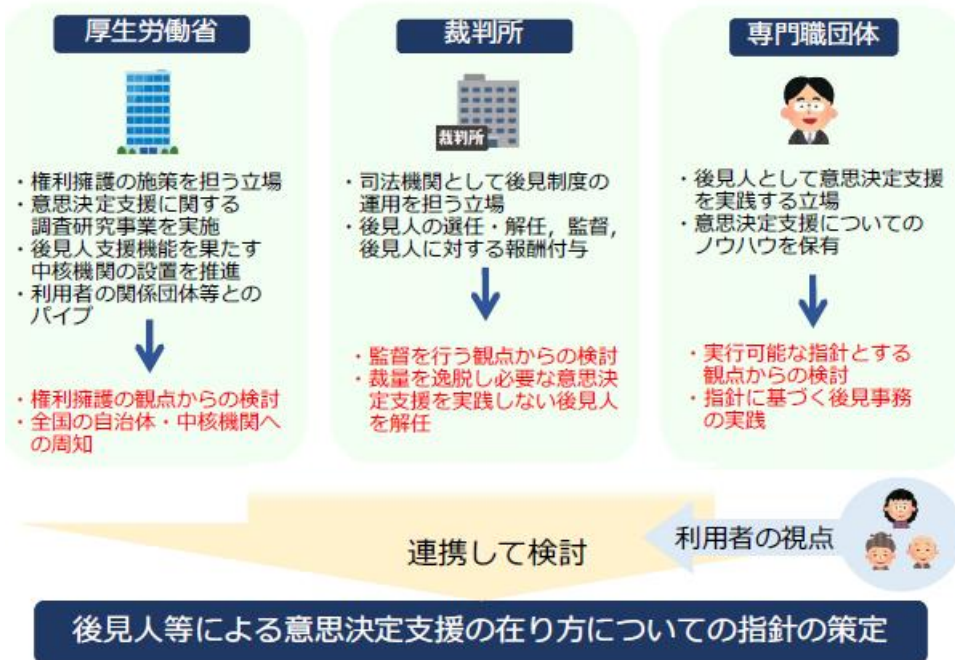
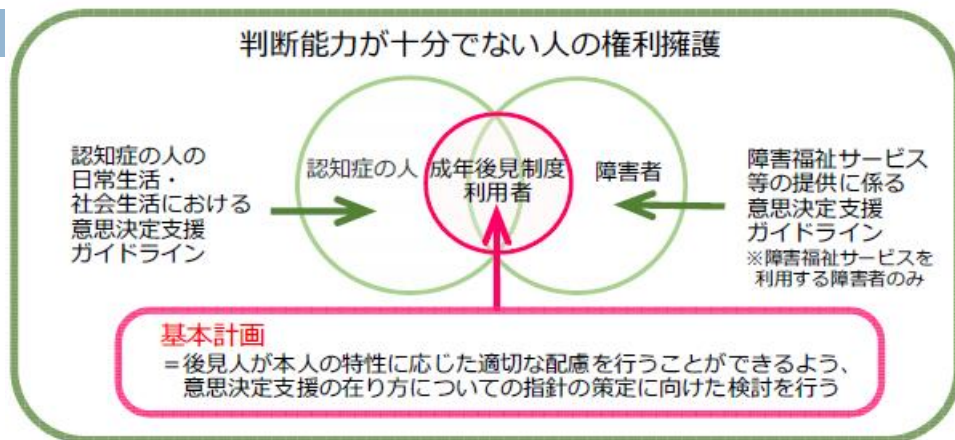
最高裁判所家庭局

専門職団体

※日弁連・日司連・リーガルサポート・

日本社会福祉士会

- 今後、当事者団体等へのヒアリングも含めて検討中
- 意思決定支援を踏まえた後見人等の適切な権限行使（代理代行決定）の在り方についても協議予定



「後見人等による意思決定支援の在り方についての指針」の検討状況

意思決定支援ワーキンググループ

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（令和3年度末の目標）

- ◇ 後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定
- ◇ 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 **全47都道府県**



意思決定支援ワーキンググループにおける検討状況

※令和元年5月以降、一、二か月に1回の頻度で会合を開催中

- ◆ **設置目的** → 後見人等による意思決定支援の在り方について、利用者の視点を踏まえて協議する
- ◆ **達成目標** → 後見人等による意思決定支援の在り方に関するガイドラインを策定する
 - ※ 後見人が実務上参考とできるようなものとする
 - ・ 参考となるような事例を盛り込む予定
 - ・ 利用者の立場を代表する団体の方々からの意見を聴取する予定

意思決定支援ワーキンググループ

厚生労働省

裁判所

専門職団体※

みずほ情報総
研株式会社
(第2回より参加)

検討状況等
を情報提供

みずほ情報総研株式会社 受託

後見人等による意思決定支援の在り方に関する
ガイドラインの内容検討

検討結果を
研修プログラ
ムに反映

**令和元年度
社会福祉推進事業**
(チームにおける意思決定支
援の下での後見事務を全国的
に進めるための研修の在り方
等を検討する事業)

※日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、成年後見センター・リーガルサポート、
日本社会福祉士会

成年後見制度利用促進専門家会議第2回WG
最高裁作成資料参照（2019.11.5）

全体の構成（案）

I はじめに

- 1 ガイドライン策定の背景
- 2 ガイドラインの趣旨・目的等

II 基本的な考え方

- 1 本ガイドラインにおける意思決定支援とは
- 2 意思決定支援の基本的な考え方
- 3 後見事務としてどのような局面で何を行う必要があるか

III 意思決定支援

- 1 環境整備
- 2 意思決定支援の具体的なプロセス
- 3 意思決定能力の検討

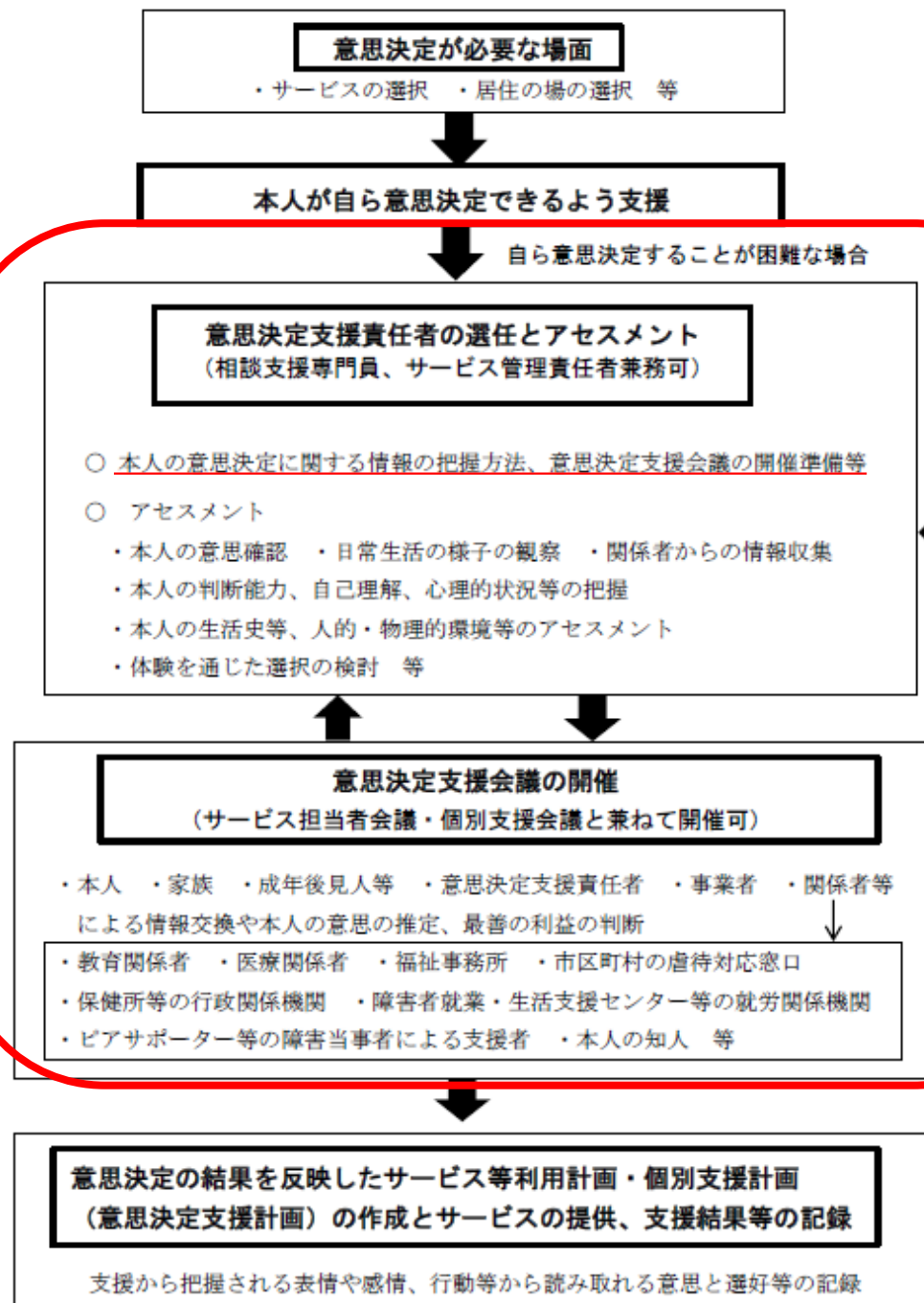
IV 代行決定

- 1 代行決定への移行が検討される局面
- 2 代行決定の際の指針

意思決定支援の実践に向けて

映像で学ぶ
～高次脳機能障害・
失語症のある
青木さんのストーリー～





高次脳機能障害・失語症のある 青木さんのストーリー

- 脳梗塞が原因で高次脳機能障害・失語症になった60代の男性
- 以前はゴミ屋敷のような自宅で一人暮らしをしていたが、今年の夏に熱中症になり、病院に緊急搬送された。
- 言葉でのやりとりが難しいが、Aさんは身振り手振りで何かを伝えようとすることもある。
- 身寄りがないAさんの今後について、どのように支援していくかが関係者間の悩み。

意思決定支援会議の実現に向けた 働きかけ（約10分）



映像で学ぶ
～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

シーン1 ディスカッション

意思決定支援の実現に向けた働きかけ

- ① なぜ今回のシーンでは、青木さんは会議に入っていなかったのでしょうか？どのような関係者の「思い込み」が背景にあったか考えてみましょう。
- ② 青木さんは施設入所に「うなづいていた。」との馬場さんの発言がありました。これは青木さんの意思決定と捉えるべきでしょうか？
- ③ 青木さんの意思決定を促進する「最適な環境（人・場所・コミュニケーション方法等）」づくりのためにどんな工夫が考えられますか？

意思決定支援はなぜ「難しい」のか？

- 話せなければ言葉がないと思ってしまう
- 言葉がなければ、意思がないと思ってしまう
- 意思が現れていても、障害や過去の「失敗」等を理由に、意思を決める能力はないと判断してしまう

→ 本人の可能性を信じることができない。

その理由はどこにあるのでしょうか？

サービス提供機関
の事情・利益優先

情報・経験の不足

実は
支援者側
の問題？

安全を保障できない
責任を持ちかねる
(リスク回避)

逆に先回りして
代行してしまう
(パターンリズム)

そもそも会議の目的は何？

意思決定支援型会議 (本人中心会議)

- 本人には意思決定能力があることを常に推定
- 本人と支援者は対等であり、本人の希望や信条、価値観が議論の中心に据えられる
- 本人に対する合理的配慮が十分に行われる
- 最終的な決定権は「本人」

介入型会議 (支援者中心会議)

- 本人には意思決定能力が欠けている
- 支援者による会議の結果、本人はそれに従う
- 高度に専門的な議論が行われるため、本人は不参加。
- 最終的な決定権は「支援者」

Q チームの「対立」原因は何か？

ファシリテーション技術が求められる理由

- ① 人・団体の背景事情や価値観が異なることによる対立
→原則・例外のとらえ方や思考の手順が違うため、話がかみ合わない
- ② 事実関係の有無を判断できないことから生じる対立
→誰かが事実を「否認」すると、事実の存在／不存在について合理的な説明ができず先に進めない
- ③ 基礎となる事実関係に対する評価の差から生じる対立
→評価基準の違いや経験則上の思い込みから、「〇〇という事情なら、こうであるに違いない」と思ってしまう。
- ④ パワーバランスによる対立
→賛成・反対の人数、立場、その場の空気感によって、議論の筋とは異なるところで結論が決まってしまう。

ファシリテーションの観点から 事前準備の段階で共有しておきたいこと

- 今回の会議における参加メンバーの確認
- 意思決定支援の**基本原則**の確認
- **ミーティングの目的とルール**の確認
(すること・してはいけないこと・配慮すべきこと等)
- 各参加者の**役割**の確認
 - 「ファシリテーター」(中立な立場)と本人の「**アドボケート役**」
(本人視点にとことん立つ立場)を意識的に分ける
- 本人による意思決定のベストチャンスを確保するために
必要な**合意的配慮**事項の確認
 - 本人にとって良い環境・時期・場所・対話する人
 - 本人にとって円滑なコミュニケーション方法

ご本人の価値観や選好を発見・収集する ための個別面談（約5分）



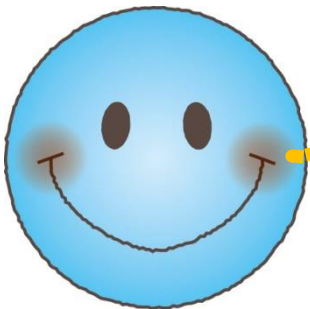
映像で学ぶ
～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

シーン2 ディスカッション

ご本人の価値観・選好の発見・収集

- ① 青木さんにはどのような表情やしぐさが見られましたか？
それは何を意味していると感じましたか？
- ② 一連のやり取りから考えられる、青木さんの好きなこと（得意）・嫌いなこと（苦手）を挙げてみましょう。それらの情報から、青木さんはどのような性格や価値観の持ち主であると推測されますか？
- ③ 青木さんの選好・価値観を発見・収集することは、「意思決定支援」のプロセスにおいて、どのような意味があると考えますか？

パートナーとの多様な コミュニケーション方法について



- タブレットやiPad
- 音
- ボディーランゲージ
- 表情
- 目, 頭, 手の動き
- 姿勢
- マカトンサイン・手話
- 補助・代替コミュニケーション (AAC) ex. トーキングマット
- 各種コミュニケーションツール
- ビジュアル(絵, 文字, 写真)等



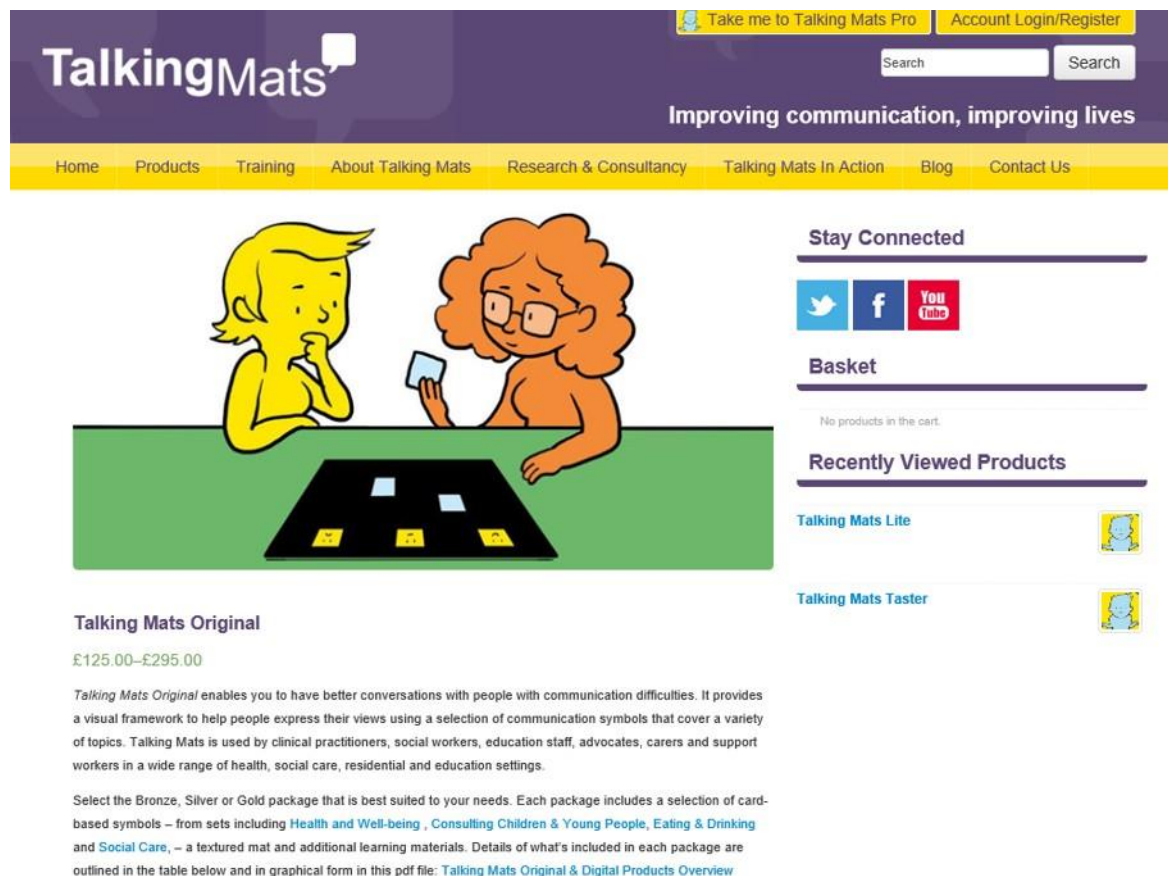
トーキングマットを使ってみよう！

英国で開発されたコミュニケーション支援ツールの一つ。

アドボケイトやソーシャルワーカー、SLT(言語療法士)等が、認知症高齢者、学習障害・知的障害のある人、その他記憶保持やコミュニケーション等に支障がある方に対する支援で活用されている。

虐待者や虐待内容の特定、最善の利益に基づく決定を行うために、トーキングマットを利用して聞き取りを行った結果が保護裁判所に提出されることもある。

トーキングマットとは？



Take me to Talking Mats Pro Account Login/Register

Search Search

Improving communication, improving lives

Home Products Training About Talking Mats Research & Consultancy Talking Mats In Action Blog Contact Us

Stay Connected

Twitter Facebook YouTube

Basket

No products in the cart.

Recently Viewed Products

Talking Mats Lite

Talking Mats Taster

Talking Mats Original

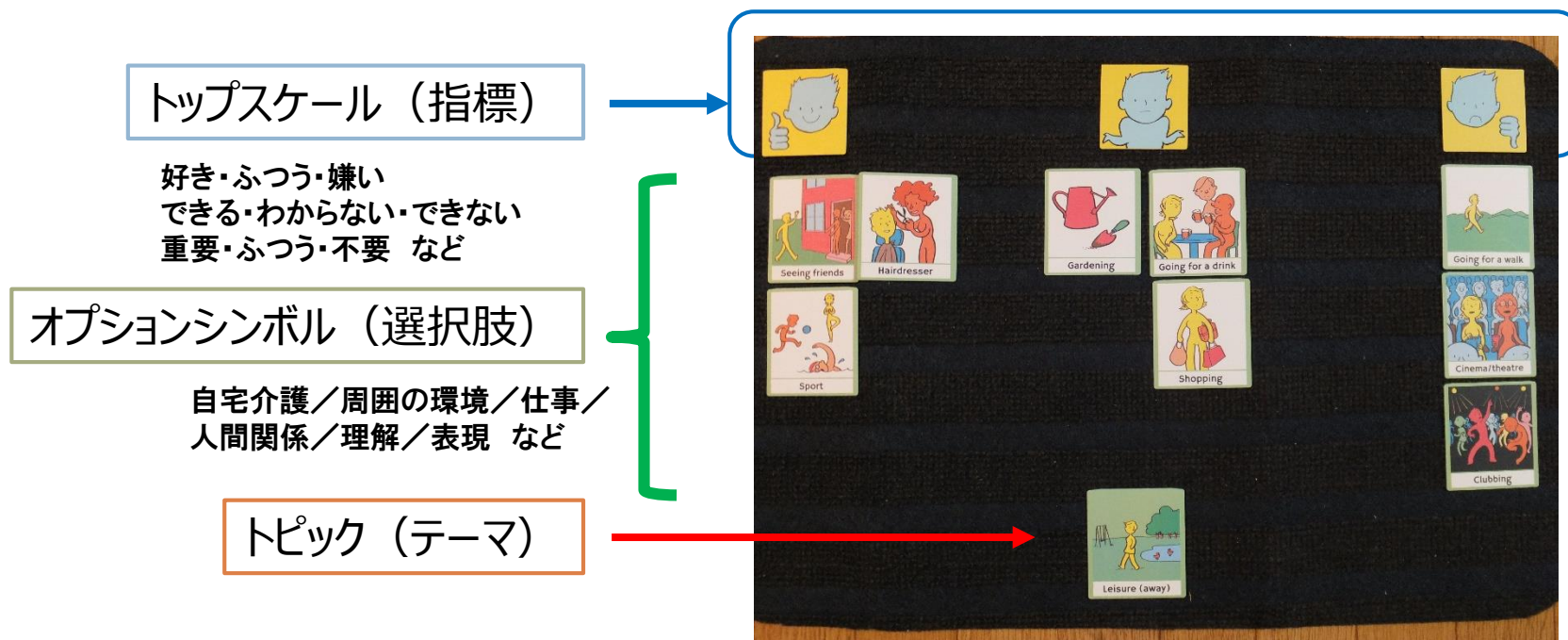
£125.00-£295.00

Talking Mats Original enables you to have better conversations with people with communication difficulties. It provides a visual framework to help people express their views using a selection of communication symbols that cover a variety of topics. Talking Mats is used by clinical practitioners, social workers, education staff, advocates, carers and support workers in a wide range of health, social care, residential and education settings.

Select the Bronze, Silver or Gold package that is best suited to your needs. Each package includes a selection of card-based symbols – from sets including [Health and Well-being](#), [Consulting Children & Young People](#), [Eating & Drinking](#) and [Social Care](#), – a textured mat and additional learning materials. Details of what's included in each package are outlined in the table below and in graphical form in this pdf file: [Talking Mats Original & Digital Products Overview](#)

トーキングマットの基本的な使い方

1. 獲得目標に沿ったテーマとスケールの内容を決め、本人に説明。
2. テーマに合わせたオプションシンボルを対象者に1枚ずつ渡し、任意の場所においてもらう。カードに関連する質問も適宜行う。
3. 終了前に、置かれたカードの意味の確認と位置の変更がないかを確認する。同意を得て写真撮影。ケア記録等に綴じておく。



青木さんのトーキングマット結果



厚生労働科学研究費補助金
障害者の意思決定支援の効果に関する研究班 制作・著作

意思決定支援会議の実践（約10分）



映像で学ぶ

～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

シーン3 ディスカッション

ご本人の価値観・選好の発見・収集

- ① 会議の冒頭で「ルール」の設定が行われた理由とその効果について考えてみましょう。
- ② 後藤さん（本人の隣に座っていた元ヘルパー）は青木さんの会議への実質的な参加を促すために、どのような意思決定支援をしていましたか？仮に後藤さんのような存在が周囲にいなかった場合は、どのように本人のアドボケート役を確保しますか？
- ③ その他の参加者は、どのような意思決定支援上の工夫をしていましたか？その効果は？
- ④ 青木さんが自宅に戻った後も意思決定支援を続けることになったのはなぜでしょうか？

青木さんの意思決定支援会議

2019.1.15

第1会議室

出席者: 青木さん、近松、福田、馬場、堂本、後藤。

テーマ: 退院後の住みについて

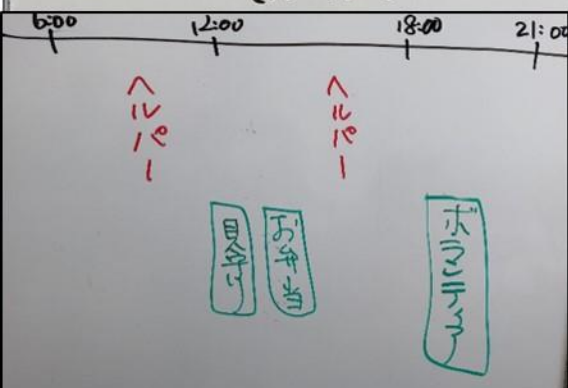
- ルール: ① 青木さんが第1番
② 価値観をおしつけていい!!

1月8日 トーキングマップ実施 "家の中の過ごし方" すむう

○: のんびり、コヒー、読書、テレビ、車 ← 洗車

×: 飲み会、ゲーム、音楽、ペット、料理 (パーティー)

時刻表



青木さんの希望

自宅で生活

良
い
と
思
う
こ
ろ

- ・ のんびり自由に過ごす
- ・ お気に入りの車ある 洗車が好き!
- ・ 青木さんの思いに合う

他の選択肢もあるかも?

施設で生活

- ・ 見守り充実
→ 何かあっても安心
- ・ 様々なイベントあり

課
題

- ・ 1人での時間帯
→ 支援者も青木さん不安
(以前、脱水症で倒れる)

- ・ 皆と一緒に活動するのが苦手
- ・ 自由にやりたいこともある
- ・ 青木さんいろいろ

対
策

- ・ 日中訪問できる
支援者を追加
- ・ いざという時の
緊急連絡先を用意

方向性

- ・ 試して宿泊してみる

1月2日

大きな問題はないけど
自宅生活への移行
但、本人意思・家族を
定期的に確認

成年後見制度利用促進基本計画

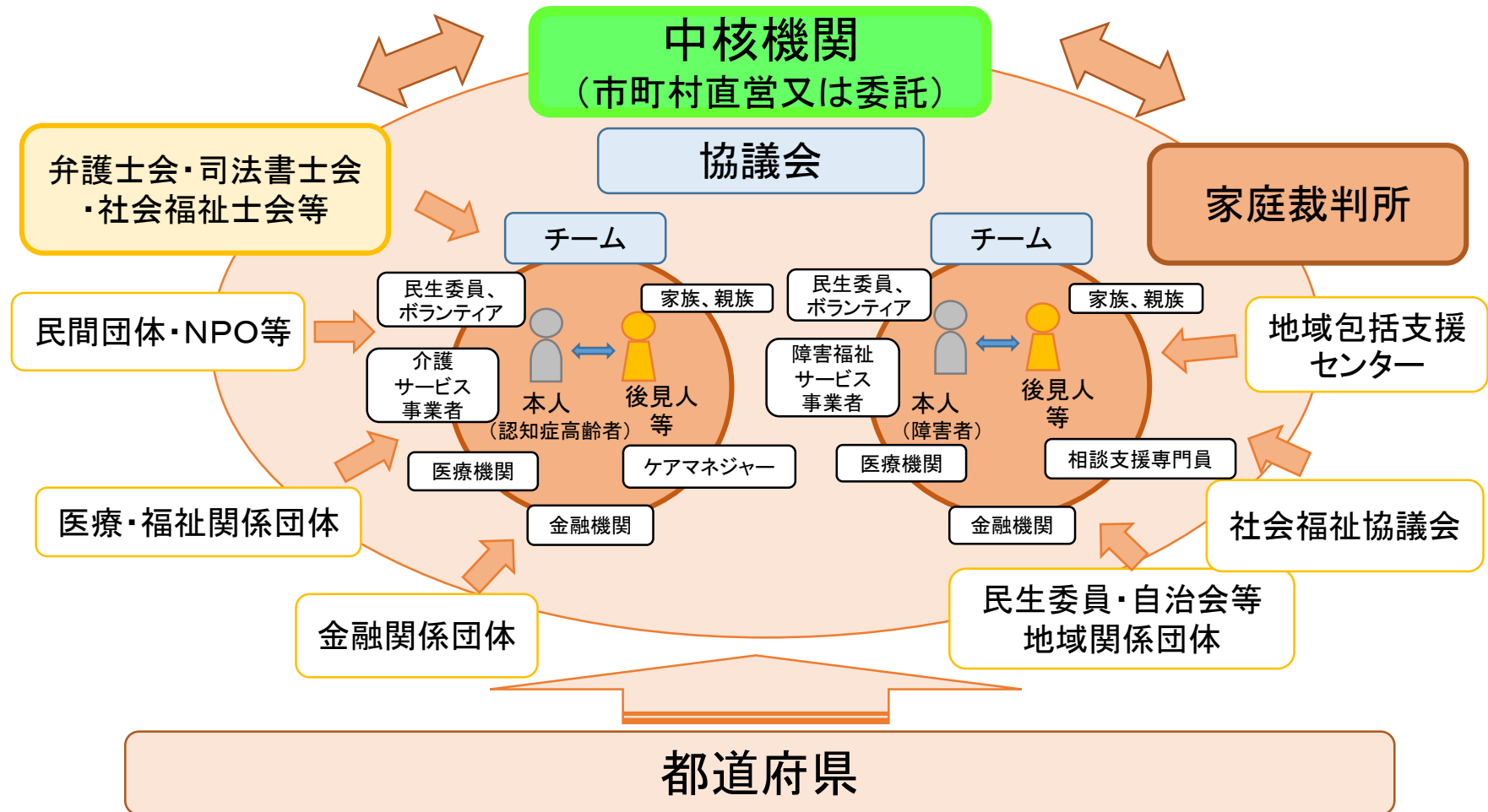
「意思決定支援」の考え方は、
成年後見実務の中にどのように反映されていくのでしょうか？

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



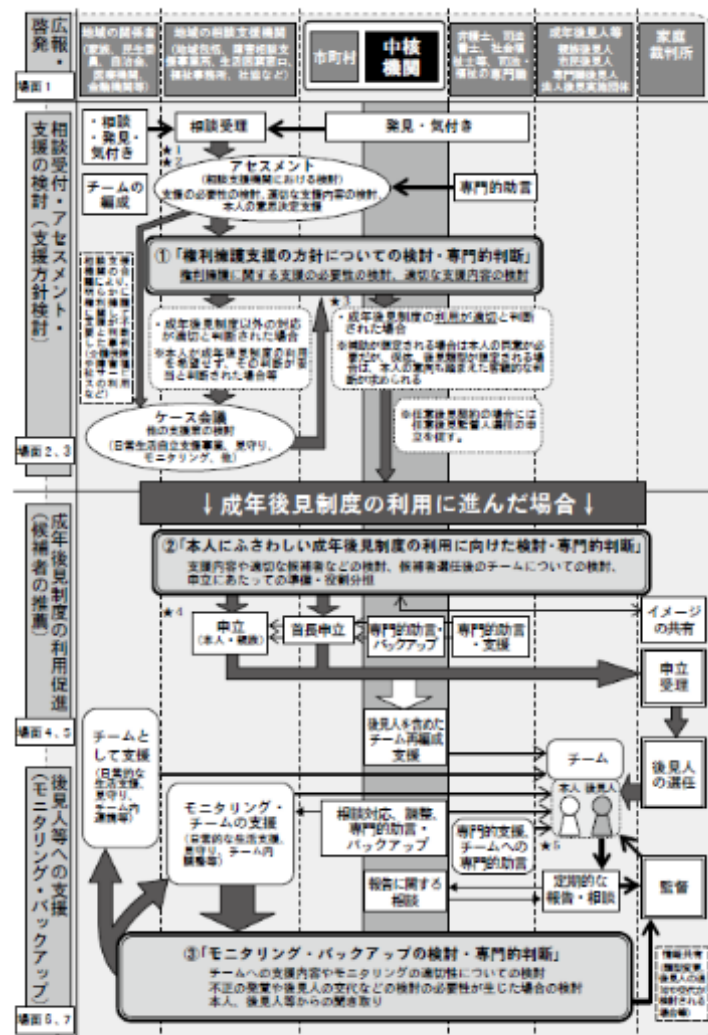
行政・中核機関職員として押さえておきたい 支援段階ごとの「意思決定支援」に関する留意点

成年後見制度利用促進に向けた 体制整備のための手引き(通称「緑本」)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

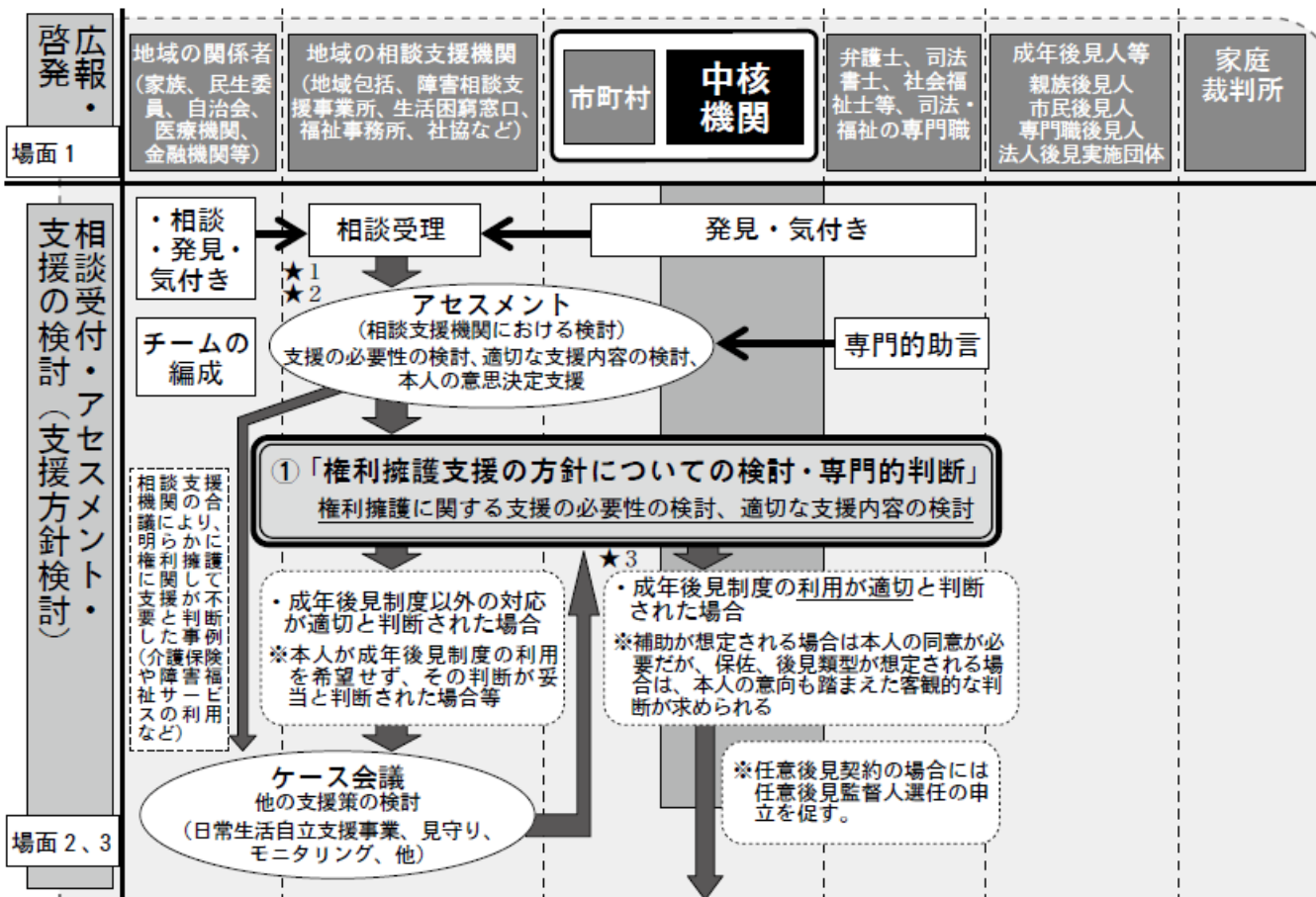


図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割(フロー図)



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未能の自治体が多いと想定される過程です。

図Ⅱ－２ 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



□ 成年後見制度の利用について**選択肢の一つ**として検討出来ているか？**成年後見制度以外の選択肢**についても十分に検討出来ているか？

□ 本人の**意思決定能力**を推定し、**本人による意思決定**を支援するための重要性を本人及び支援チームが認識できているか？

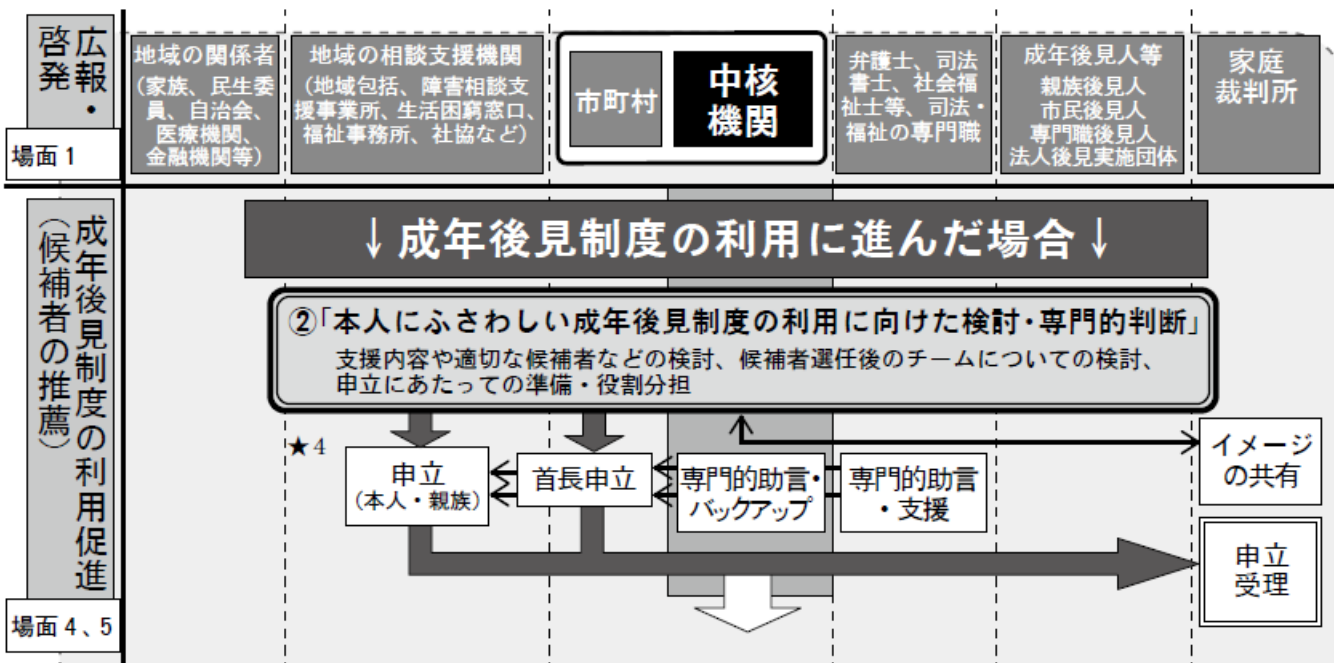
□ 本人に、適切に成年後見制度や関連する支援制度を「**わかりやすく**」説明できているか？

□ 親族・関係者が本人に対して適切に「意思決定支援」を提供できているか？**本人による意思決定を促進するための工夫の余地**はないか？

□ 初期のケース会議の段階から関与すべき**支援者**が欠けていないか？

□ 「意思決定支援」の**コンセプト**を踏まえた会議**ルール**の**設定**や**ファシリテーター**による**適切な会議運営**ができているか？

図Ⅱ－２ 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



□ 状況に合わせた適切な申立人（本人・親族・首長）の選定ができているか？申立を必要としているにもかかわらず、申立を事実上、諦めさせてしまうような事態になっていないか？

□ 本人の権利制約が最小限となるような検討がなされているか（類型、同意権・代理権の内容等）？

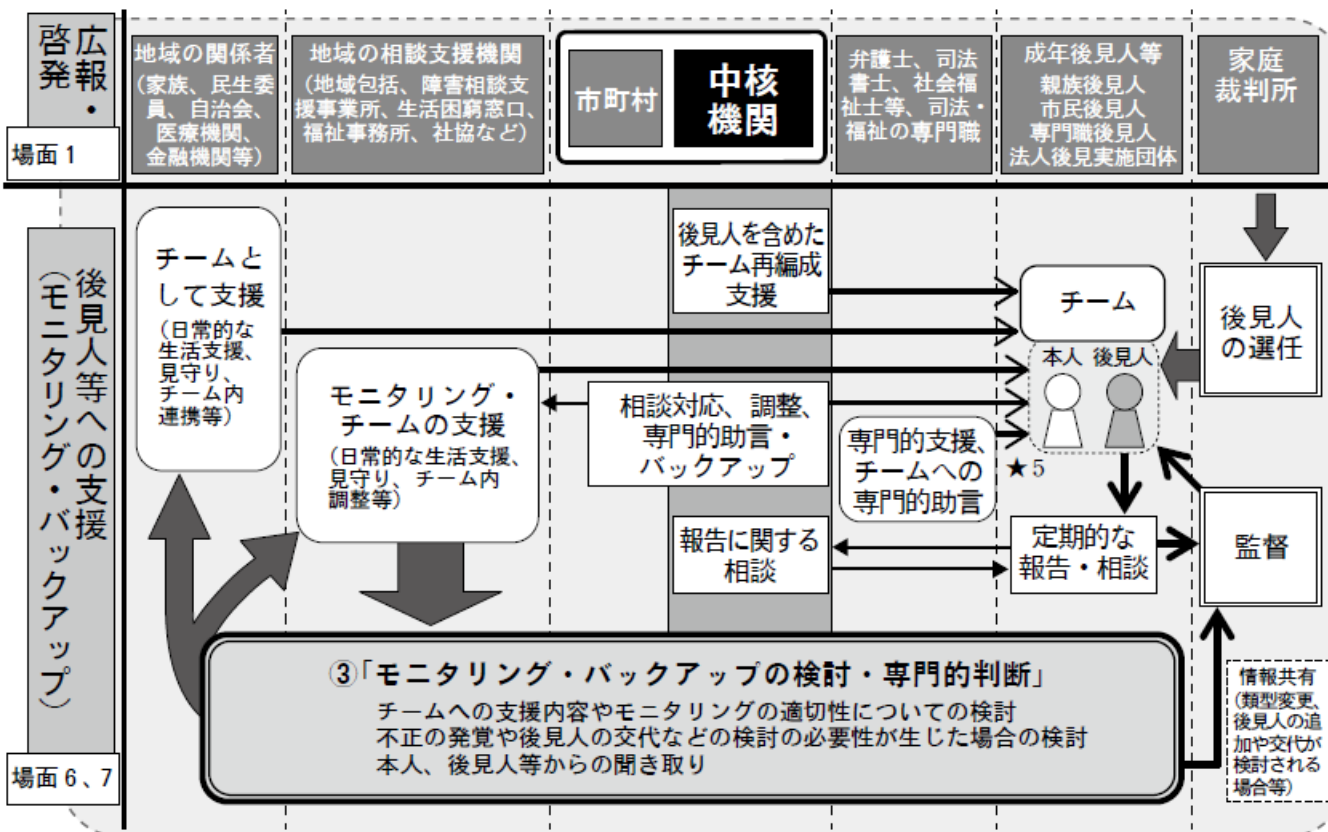
□ 関係機関は適切な役割分担の下、申立てに協力できているか？特定の者だけに丸投げしていないか？

□ 本人の判断能力・意思決定能力に関するアセスメントが適切に実施されているか？「本人情報シート」が効果的に活用されているか？

□ 本人の性格、選好、価値観、おかれた状況に合わせて、最適な後見人等候補者のマッチング（候補者選定）がなされているか？

□ 当該地域で活動可能な後見人等候補者（受け皿）を十分に確保できているか？後見人任せにならないようなチーム体制が構築されているか？

図Ⅱ－２ 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



□ 選任後，選任前に形成されたチームが適切に維持、引継ぎされているか？
「意思決定支援」のコンセプトも適切に共有されているか？

□ 選任後も定期的にチームによる会議が開催されることにより、本人の意思決定能力や選好・状況の変化に合わせた支援内容が提供できているか？

□ 重要な判断が必要な場合、後見人だけの独断ではなく、当該課題を本人を含めたチームで共有・検討し、「意思決定支援」のプロセスを踏まえた、本人の希望・信条・価値観が十分に尊重される決定となっているか？

□ 本人の思いと支援者の思いが対立したり、支援者同士の本人の意思解釈や支援の方向性に食い違いがあったりした場合に、合理的な根拠（日々の記録等）に基づき適切に協議・調整できているか？

□ 「本人情報シート」等の活用により定期的にアセスメントが実施され、類型変更や後見人等の柔軟な交代（専門職と法人後見人・市民後見人間のリレー方式等）に繋がっているか？¹²³

参考：意思決定支援ガイドライン

意思決定支援をさらに学び実践するために、参考となる指針や研修がありますか？

国内の 「意思決定支援」ガイドライン

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援 ガイドライン(2017.3.31厚生労働省)

意思決定支援とは、

(目的)

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、

(手段)

①可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、

②本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、

③支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、
最後の手段として本人の最善の利益を検討するために

“事業者の職員”が行う支援の行為及び仕組み

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(2018. 3厚生労働省)

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は、

- ① 本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた、**本人による意思決定を基本**とする。

本人の意思確認ができない場合には、

- ② 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その**推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本**とする。

- ③ 本人の意思を推定できない場合には、**本人にとって何が最善であるかについて十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本**とする。

※本文より一部抜粋

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(2018.6厚生労働省)

意思決定支援とは、

(目的)

本人の意思決定能力は**本人の個別能力**だけではなく、**意思決定支援者の支援力によって変化する**。

認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるように

(手段)

認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、そのプロセスは、

- ①【**意思形成支援**】本人が意思を形成することの支援と、
- ②【**意思表明支援**】本人が意思を表明することの支援を中心とし、
- ③【**意思実現支援**】本人が意思を実現するための支援を含む。

ただし…本ガイドラインは意思決定能力が欠けている場合の「**代理代行決定**」のルールを**示すものではない。**

意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン(H30.3 大阪意思決定支援研究会)

意思決定支援とは、

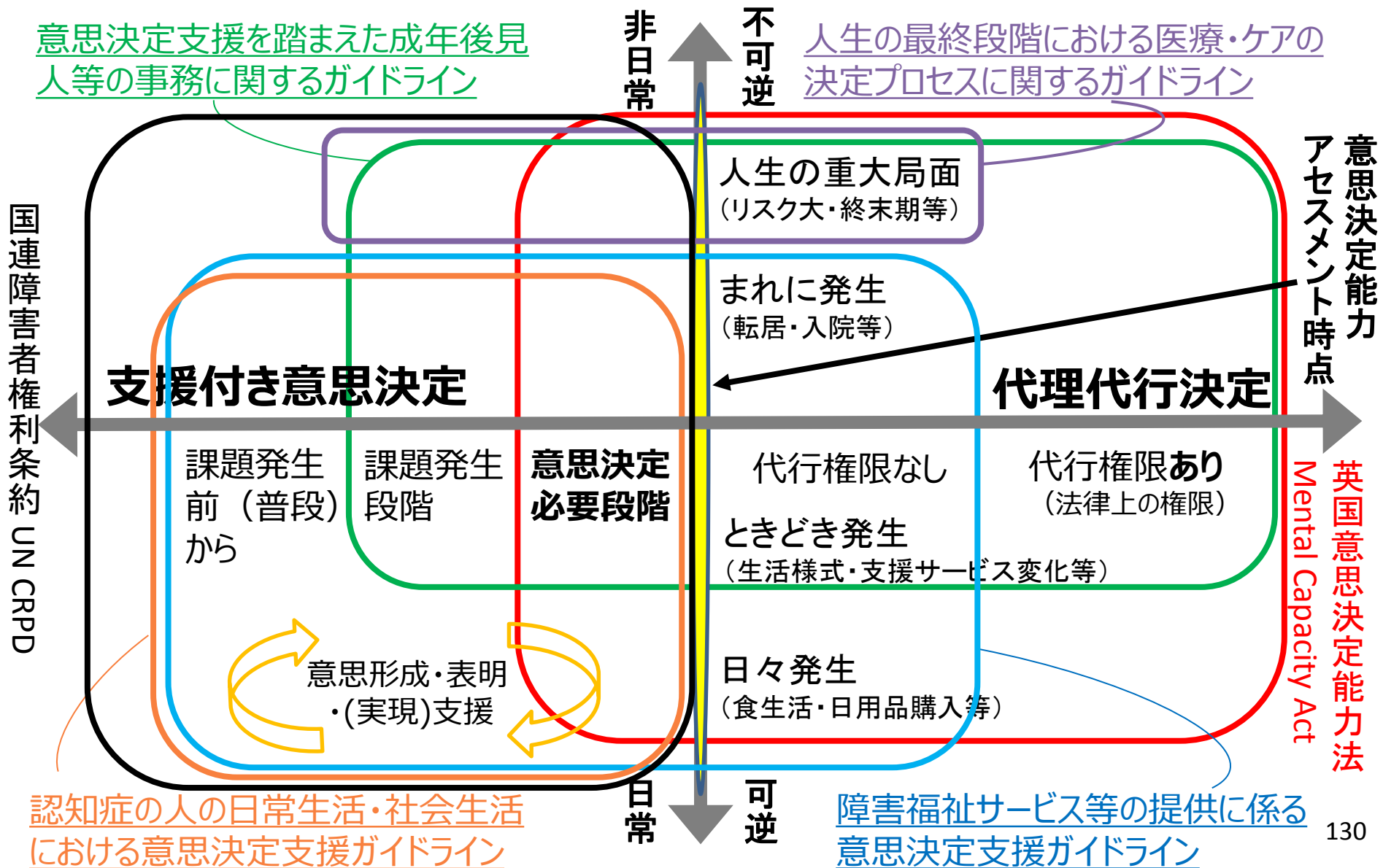
特定の行為に関する判断能力が不十分な人について、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、**本人が意思決定をするために必要な支援をする活動**をいう。

(本ガイドラインの目的)

- ①本人が自分で物事を選択し、決定する力をつけていくための活動をする場面で後見人等が取るべき行為、
 - ② 本人が決定を迫られる事項において、後見人等が事務を遂行するに当たり、意思決定支援の観点から求められる行為、
- 両者について、後見人等の取るべき行動指針を示すもの

ただし…本ガイドラインでは、本人の**意思決定能力が欠けている**（又は選択された意思実現が不可能な）**場合**に、最後の手段として**後見人等による代行決定（※）へと至る一連のプロセス**も検討の対象とする。**意思決定支援とは区別**される概念。

各種ガイドラインの対象領域の違いに関するイメージ図(仮) TMver.3



障害福祉サービスの提供等に係る 意思決定支援ガイドライン研修 のご案内

「本研修カリキュラムは、障害者の意思確認などを行う際にも有効であることから、成年後見制度普及啓発事業として実施する研修等においても積極的に活用し、研修の充実に努めていただきたい。」

(平成31年3月7日実施厚生労働省主管課長会議(4)障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室 資料2 213頁)

研修プログラム

形式	時間	主な内容	目 標
導入・気づきセッション	60	①気づきグループワーク ②事例から見る「意思決定支援」－意思決定に対する阻害要素とは？－ ③意思決定支援の例	意思決定の主体や権利の重要性、意思決定を阻む要素に気づくことができる
講義	85	①「意思決定支援」における基本的考え方 ②本ガイドライン解説	意思決定支援と代理代行決定の基本的考え方を踏まえ、本ガイドラインの位置づけが理解できる
グループワーク①	145	意思決定支援会議の実践 (DVD＋講義・解説)	意思決定支援会議を主催するための事前準備・本人面談の工夫・ファシリテーションの基礎を理解できる
グループワーク②	50	意思決定を支援するための情報収集と記録 (導入講義＋ワークシート)	本人の選好・価値観を適切に収集するための記録を記述できる

厚生労働科学研究費補助金
障害者の意思決定支援の効果に関する研究班作品

意思決定支援会議の実践に向けて

映像で学ぶ
～高次脳機能障害・
失語症のある
青木さんのストーリー～



選好を重視した情報の収集・共有・蓄積・更新の例 Scope Australiaの方法

「意思決定支援を使いながら生活する人々
“微かに聞こえる声を聴く”」

People leading lives they prefer
through supported decision making
“Listening to those rarely heard”

Scope (Watson &
Joseph) 2011



非意図的なメッセー
ジ（情報）を含む

(写真は日本の方にご許可を
いただいて掲載しています)



認知症の人の 日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン研修 のご案内

研修プログラム

形式	時間	主な内容	目 標
講義	60	①認知症の解説 ②倫理的な課題とその扱い方の解説 ③ガイドラインの解説	意思決定支援の必要な場に気づくことができる
グループワーク①	60	日常生活における意思決定支援に関する事例（導入講義＋DVD(1)）	本人の段階に応じた適切な支援ができる
グループワーク②	60	社会生活における意思決定支援に関する事例（導入講義＋DVD(2)）	▶多職種で検討することができる ▶支援に関する記録を記述できる

DVD ①

(意思決定支援のプロセス；日常生活編)



山田一郎(76歳)

- アルツハイマー型認知症
- 要介護 1
- 娘夫婦の家で同居
- 趣味/日曜大工
- 娘が最近口うるさくなり
若干うんざりしている

【ストーリー】

- ▶ 山田さんの認定調査を控え、ケアマネジャーが山田さん宅を訪問。
- ▶ 自転車でホームセンターに行こうとする山田さんを実娘が心配している。

研修の最後に・・・

受講したあなたに伝えたいこと

あなたは、「本人には意思がない」「決める能力がない」と判断した時点で、本人に問いかけることをやめてしまっていますか？

「最善の利益」に基づく介入が
万能な道具だと思いませんか？

あなたは、たとえ本人が「重度障害」「遷延性意識障害」と診断されたり、「全く反応がない人」「意思など存在しない人」「周りが決めてあげないとダメな人」と他者に言われた時でも、
意思決定能力の存在推定にしたがい、本人の意思決定支援について可能な限りの努力を続けることができますか？

東田直樹「風になる- 自閉症の僕が生きていく風景」

ビッグイシュー日本より

尋ねてほしい。

見た目の行動から決めつけないで

なぜ周りの人が、僕が望んでもいないことをさせようとするのか、それが不思議でした。

将来のために必要だからという場合は、理解できます。それとは別に、気持ちを勝手に想像して、僕がそうしたがつていると思い込まれてしまうのが問題なのです。

会話ができないのだから、僕の思いを推測して話さなければいけないこともあるでしょう。その言葉が僕の気持ちにそったものだったかどうかは、僕だけが知っています。だから、僕の気持ちを代弁したものと勝手に断定されると、間違っていた場合、悲しい気持ちになります。

「私は、君がこう考えていると思っているよ」と言ってほしいのです。自分の想像は外れているかもしれないけれど、一所懸命に考えた結果がこれだと言ってもらえると、納得します。僕は話せないし、表情や態度でも表現できないのだから、気持ちをわかってもらえないのは仕方ありません。

東田直樹「風になる- 自閉症の僕が生きていく風景」

ビッグイシュー日本より

いちばん嫌なのが、わからないからといって、見た目の行動だけで気持ちまで決めつけられることです。答えられなくても、尋ねてくれたらいいのにと、思います。そうしてもらえれば、その人が僕を大切に思ってくれていると伝わるからです。

僕について話をしているにもかかわらず、まるで僕がその場にいないかのような態度をされると傷つきます。自分は、その辺の石ころみたいな存在なのだろうか。ただ、周りの人の意見だけで動かされ、すべてが決められていく。自分の意思をみんなのように伝えられない僕は、なんて無力なのだろう。小さい頃、何度こんなふうに思ったことでしょう。

気持ちを伝えられないということは、心がないことではありません。周りの人がさせたがっていることが、本人のやりたがっていることだとは限らないのです。そのことを忘れないでください。

意思決定支援ガイドライン 研修講師用のテキスト

厚生労働省老人保健健康増進等事業
認知症の人の意思決定支援ガイドライン研修講習会テキスト

http://ham-ken.com/wp/?page_id=1340

[https://www.chukyo-](https://www.chukyo-u.ac.jp/research_2/news/2019/03/013612.html)

[u.ac.jp/research_2/news/2019/03/013612.html](https://www.chukyo-u.ac.jp/research_2/news/2019/03/013612.html)

厚生労働科学研究費補助金 障害者の意思決定支援の効果に関する研究 分担研究報告書(曾根)
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインモデル研修テキスト

[https://mhlw-](https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201817008A)

[grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201817008A](https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201817008A)

意思決定支援に関する参考文献のご紹介

意思決定支援と権利擁護の理論的考察・本質に関心があるなら・・・

日本福祉大学権利擁護研究センター (監修),
平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留 (編集)

権利擁護がわかる意思決定支援:法と福祉の協働
(ミネルヴァ書房／2018. 6)



意思決定支援のためのツールや本人情報シートの使い方を知りたいなら・・・

公益財団法人 日本社会福祉士会 (編)

意思決定支援実践ハンドブック:「意思決定支援のためのツール」活用と「本人情報シート」作成
(民事法研究会／2019. 7)



各種意思決定支援ガイドラインの関係性や活用事例を知りたいなら・・・

名川勝・水島俊彦・菊本圭一 (編著)

**事例で学ぶ
福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック**
(中央法規／2019. 12)



中核機関が関わる会議ごとのポイント

なぜ、中核機関が様々な会議を行うの？

- 協議会
- 個別事例の方針決定に関する会議
- 研修目的の事例検討会

協議会の一例

1. 事業計画や事業報告の検証

2. 地域課題の解決に向けて話し合い

～被後見人等が排除されずに地域で生活し続けるために～

- ・住宅の保証人問題
- ・低所得者対応
- ・生活保護世帯への対応
- ・近隣トラブル 等

協議会の一例

2. 地域課題の解決に向けて話し合い ～足りない地域資源の開発と助言～

- ・専門職後見人の数足りない
⇒成年後見人等との顔の見える関係の構築
⇒専門職後見人の主体的な学びの場
- ・地域の社会資源の活用
- ・市民後見人の養成
- ・行政関係部署との連携 等

協議会の一例

3. 法人後見受任について

4. 類型変更に向けての協議

5. 市民後見人（法人後見監督人）選任について

6. 市長申立てケースについて

7. 困難ケースの検討

（本人にとってどの制度を利用することが、本人の最大の利益になるかも含め）

受任者調整の一例



本人主体

○被後見人等の今後の生活のために、誰に後見人に選任してもらうのが一番良いかを考えたときに・・・。

⇒日頃から、連絡会や学習会、ケース等を通し、お互いを理解し、顔の見える関係の構築が不可欠

⇒しかし、ケースによっては、個々の調整が難しい場合もあり、その際は専門職団体に相談

(専門職団体とのコミュニケーションも大切)

個別事例の方針決定に関する会議の一例

○専門職後見人等へ、引き継ぐ際のポイント

- ・被後見人等の意思は反映されているか？
- ・被後見人等はこの決定でOKか？
- ・被後見人等の利益になっているか？
- ・後見人等の支援のやりやすさになっていないか？
- ・誰の課題を解決しようと思っているか？
(被後見人等？支援者？)

参加者の学びや研修目的の 事例検討会の特徴とポイント

このセクションでの内容

I 事例検討の構造とポイント

(＊研修目的の事例検討と地域での事例検討との違い)

II 事例検討の進め方

III 事例検討とスーパービジョン

IV 参考文献

I 事例検討の構造とポイント

＊ 研修目的の事例検討と
地域で担当するケースに関する事例検討と
の違い

地域で担当するケースに関する事例 検討の構造

【構造】

- ケースに関わる各種機関の担当者が中心
- 助言者は必ずしもいない
- 各参加者が有するケースに関する情報量は比較的似ている
- 多職種で構成されるもの、家族・住民などの参加があるものも多い

参加者の学びや研修目的の事例検討会の構造

【構造】

- ケースとは関わりのない参加者も多い
- 助言者を迎えることが多い
- 各参加者の情報量に大きな違いがあり、事例提供者のみに情報が偏っている
- 同職種による構成が多い

地域で担当するケースに関する事例 検討のポイント

【ポイント】

- ①事例の理解、②情報共有、③支援方針のすりあわせ、④役割分担等に焦点をあてることが多い
- 構成員間で「共通言語」を話すよう、他のメンバーに「わかる」ようコミュニケーションをすることが大切

参加者の学びや研修目的の事例検討会のポイント

【ポイント】

- ①事例提供者とケースとの関係性、
②事例提供者の支援の内容・方法、
③事例をつなげる先の検討
等が焦点となることが多い
- 質問の仕方、意見の提示の仕方について、事前に方針を提示、共有する必要がある
- 事例を通して参加者全員の「学び」の場となるようにする
- 参加者自身も自分の支援等を振り返る場となるようにする

Ⅱ 事例検討会の進め方

事例検討会の流れ

- 1 開会、趣旨説明
- 2 事例の概要
- 3 事実関係の確認
- 4 事例検討の目的にあった提案や意見交換
- 5 まとめ

1 開会、趣旨説明

1) 事例検討を行う趣旨の説明

【趣旨】事例検討の視点や手法を学び、事例検討を通してソーシャルワーカーとして自らの実践をふりかえり、その後のソーシャルワーク実践に活かす。

2) 事例提出者および助言者(いる場合)の紹介

2 事例の概要

1) 事例提出者の自己紹介

2) 事例の説明(事例提供者が説明)

(1) タイトル～提出理由～事例の概要

総合的・包括的な事例の特徴を事例概要説明の様式に沿って説明する

(2) 事例を書き終えた後の支援経過や、資料に書いていないことで、重要なことなどを加えて説明する。

例えば、資産状況、親族との関係、専門員や支援員とのやりとりの様子など

3 事実関係の確認

- 1) 提出理由の再確認
- 2) 提出理由に直接関わる利用者の基本情報、援助経過などの明確化、共有化(参加者および助言者・司会者からの質疑)
- 3) 質問する内容の順序
 - (1) 基本情報
(身体的状況、心理的状況、社会的状況:生活歴、家族構成、住宅状況、サービス利用状況、資産状況、人間関係など)
 - (2) 支援経緯に関する情報
(事実関係、実際の場面の確認)
 - (3) 支援情報
(具体的な支援の内容、経過・結果、ソーシャルワーカーやチーム、所属組織等の判断、支援方針、支援計画などの内容)

3 事実関係の確認 続き

4) 質問するときのポイント(参加者)前半

(1) 質問は、原則としてひとつずつ。

(一度に複数の質問を行うと、一つの質問への答えから発展する気づきが生まれにくくなったり、問題が明確化できなくなったりするため)

(2) 簡潔に、短く、分かりやすく、質問する。

(長い質問は、質問者の意図が伝わらず、提出者が答えにくくなるため)

(3) 質問者は、自らの意見や感想は交えず、提出理由に直接関わる事例に関する事実関係を導く質問をする。

(この段階は、事例に関する事実関係の共有が目的で、意見の掲出は後に行う)

3 事実関係の確認 続き

4) 質問するときのポイント(参加者)後半

(4) 質問攻めや畳み掛けるような質問はしない。

(事例提出者は少なからず緊張しているおり、そのような質問の方法は事例提供者を委縮させてしまうため)。

(5) 事例提出者が質問者からの質問内容が理解できなかった場合、質問者の側が質問方法や質問内容を変えて聴いてみたりする。

(6) 複数の質問をする場合、関連する質問を少しずつ重ねて質問したり、順序だてたりする。

3 事実関係の確認 続き

5) 質問のポイント(司会者の留意点)

- (1) 司会者は、この場が「批判や追及の場ではない」ことを、必要に応じて明言する。
- (2) 司会者は、事例検討の目的は今後のよりよいソーシャルワーク実践を考えるための場であることを、必要に応じて再確認する。
- (3) 事例提出者の自由な発言を保障し、事例提出者が感じていること、そのときの思い、振り返った今の思いなどを受け止められる態度で進行する。
(事例提出者と参加者が質問と回答を重ねることによって、発見や気づきが生まれる場合が多いため、その場を保障する)

4 事例検討の目的にあった 提案や意見交換

- 1) 司会者は、これから支援方法等の提案が意見交換を行うことを伝える。
- 2) 司会者は、情報を総合的に理解したうえで、改めて提出理由を確認し、課題が解決あるいは軽減できる方法について検討できるよう、参加者からの選択肢を増やす提案や、支援方法の提案を促す。
- 3) 意見を提案するときのポイント（事例検討の参加者）
 - (1) 利用者の理解を深めるための提案や意見
 - (2) 利用者とソーシャルワーカーの関係性を振り返るための提案や意見
 - (3) 支援の方法や内容について、新たな選択肢を増やす提案
 - (4) 社会資源(フォーマル、インフォーマル、人、機関問わず)とのつながりの構築、調整、再構築、開発などの提案、選択肢を増やす提案

5 まとめ

- 1) 司会者が本日の事例検討の締め言葉述べる
- 2) 助言者のコメント
- 3) 事例提出者より事例検討を終えた感想(気持ち)と、今後、この事例にどのように関わっていきたいかについて発表
- 4) 司会者は、事例提出者が最後に話したことを受けて、その日の事例検討から学んだことを全体の学びとして確認し、終了する。

Ⅲ 事例検討と スーパービジョン

事例検討/ケースに焦点をあてた会議

- 利用者に最善の支援方法を見出すために、かつ/あるいは、ソーシャルワーカー等の実践力を高めるために、事例検討やケース検討会議などが行われます。
- 中核機関においては、①成年後見制度を活用する可能性(必要性)のあるケースや、②すでに成年後見制度が用いられているケースにおいて、事例検討等、ケースに焦点をあてた会議を行います。
- 一方、地域で行われる個別支援会議、サービス担当者会議やケア会議等に、中核機関の職員が出向いて、一参加者として出席することもあるでしょう。

スーパービジョンとは コンサルテーションとは

- **スーパービジョン**とは、質量ともに最良のサービスを利用者に提供することを目指して、スーパーバイザーが、スーパーバイジーと肯定的にかかわりながら(管理的)・教育的・支持的機能を果たすことです。
- スーパービジョンを提供する側をスーパーバイザー、スーパービジョンを受ける側をスーパーバイジーと呼びます。
- **コンサルテーション**とは、サービス提供のために、ある特定の領域についての知識技術が必要なとき、その領域の専門家から助言指導を受けることです。
- 助言指導を行う者をコンサルタント、受ける者をコンサルティと呼びます。コンサルタントとコンサルティは対等であり、協働関係にあります。

スーパービジョンの種類

- 組織の方針に沿ってスタッフが職務遂行することについて、監督・調整・支援・評価する権限をもったスーパーバイザー（上司や職場の先輩等）によって行われるものは、管理的機能をも有するスーパービジョンです。管理的スーパービジョンと呼ばれることもあります。
- 管理的権限を有さないスーパーバイザーによるスーパービジョンも存在します。外部の指導者からのスーパービジョンは多くの場合これにあたります。そのようなスーパービジョンでは、スーパーバイザーは、教育的・支持的機能を果たします。これらは、臨床的スーパービジョンあるいは教育的スーパービジョンと呼ばれることもあります。

事例検討とスーパービジョン・コンサルテーション

- 事例検討を行うとき、スーパービジョンやコンサルテーションの形をとることがあります。
- 逆に、スーパービジョンやコンサルテーションにおいて、事例検討が行われることもあります。
- 一方、事例検討は、スーパービジョンやコンサルテーションの形をとらなくても行えます。(スーパーバイザーやコンサルタント等、助言者的立場の者がいなくても行えます)。
- 地域の仲間同士で、自己研鑽のために行われる事例検討会もあります。

参加者の学びや研修を目的とした事例検討の実践例

①中核機関内での事例検討

〔実践例〕

- ・ 権利擁護センター(中核機関)の職員が参加して、定例事例検討会(毎月第1・3火曜日、1回60分間)を開催。司会を交代して担うことで、進行のスキル向上にもつながっている。

②組織内の部門横断的な事例検討

〔実践例〕

- ・ 法人内の他の部所(各種相談事業、介護サービス部門、地域福祉活動推進部門等)とともに事例検討会を開催。多様な視点から利用者理解を深めたり、地域の社会資源に関する情報を共有することができる。

③県内のブロックごとの事例検討

〔実践例〕

- ・ 近隣市町村の中核機関担当者が集まる連絡会議で、研修を兼ねて事例検討を実施。様々な事例に触れることができるほか、専門職の参加を得て助言を受けられる。

IV 参考文献

- 次スライドから、事例検討の参考となる文献をあげました。
- 事例検討(研究)の参考になる文献には、スーパービジョンやコンサルテーションに焦点をあてたものが多いです。
- 前述したように、事例検討は、スーパービジョンやコンサルテーションの形をとらなくても行うことができます。
- 一方、スーパービジョンやコンサルテーションも、事例検討の形をとらずに行うことができます。

事例検討の参考文献 1

- 福山 和女『ソーシャルワークのスーパービジョン—人の理解の研究』ミネルヴァ書房、2005年
- 奥川 幸子（監）、河野 聖夫（著）『スーパービジョンへの招待：「OGSV(奥川グループスーパービジョン)モデル」の考え方と実践』中央法規出版、2018年
- 明治学院大学山崎美貴子ゼミソーシャルワーク勉強会（著）、山崎美貴子（監）『ソーシャルワーカーの成長を支えるグループスーパービジョン —苦しみやつまずきを乗り越えるために』中央法規出版、2018年
- 渡部 律子『基礎から学ぶ気づきの事例検討会—スーパーバイザーがいなくても実践力は高められる』中央法規出版、2007年

事例検討の参考文献 2

- 岩間 伸之『援助を深める事例研究の方法—対人援助のためのケースカンファレンス 第2版』ミネルヴァ書房、2005年
- 福山和女、渡部律子、小原真知子、浅野正嗣 ほか(編)『保健・医療・福祉専門職のためのスーパービジョン:支援の質を高める手法の理論と実際』ミネルヴァ書房、2018年
- 助川 征雄、相川 章子、田村 綾子 (著)『福祉の現場で役立つスーパービジョンの本—さらなる飛躍のための理論と実践例』河出書房新社、2012年
- 日本福祉大学スーパービジョン研究センター (監)、大谷京子 (編)ほか『スーパービジョンのはじめかた:これからバイザーになる人に必要なスキル』ミネルヴァ書房、2019年
- アルフレッド カデューシン、ダニエル ハークネス (著)、福山 和女 (監)『スーパービジョン イン ソーシャルワーク 第5版』中央法規出版、2016年